

令和元年定例第3回市議会会議録（第4日）

令和元年9月20日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	蘭由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	瀬口	健

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	福祉事務所長	木村加代子
副市長	宮寄敬介	健康づくり課長	田中聡美
教育長	待鳥博人	環境衛生課長	松尾和久
監査委員	平井常雄	農林水産課長	宮崎眞一
総務部長	西山俊英	商工観光課長	岡俊幸
保健福祉部長	松尾博	上下水道課長	甲斐田裕士
市民部長 兼市民課長	築地原良太	学校教育課長	藤吉裕治
環境経済部長	坂田良二	子ども子育て課長	松藤典子
建設都市部長	富重巧齊	社会教育課長	山田利長
教育部長	野田圭一郎	契約検査課長	吉開勝
消防長	北嶋俊治	学校教育課長補佐 兼学校教育係 学務担当係長	北嶋淳一郎
総務課長	椛嶋晋治	企画振興課企画 ・地方創生係 地方創生担当係長	宮川浩則
財政課長	木村勝幸	上下水道課 下水道係長	鶴保憲
企画振興課長	堤則勝	上下水道課庶務係 下水道担当係長	塚本憲治
財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (2) 議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (3) 議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第48号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (9) 議案第49号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (10) 請願第2号 西暦と元号の併記に関する請願
- (11) 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- (12) 陳情第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書
- (13) 議案第50号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第5号）
- (14) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 松嶋市長に対する辞職勧告決議の動議
- (2) 発議第2号 公文書に「西暦と元号」を併記する要望書
- (3) 発議第3号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書
- (4) 発議第4号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書
- (5) 発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- (6) 発議第6号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議
- (7) 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

午前9時32分 開議

○議長（瀬口 健君）

これより直ちに本日の会議を開きます。（「議長、緊急動議でございます」と呼ぶ者あり）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今回、松嶋盛人、本市の市長の辞職勧告決議ということでの動議を提出いたします。

○議長（瀬口 健君）

ほかに賛成者の方は。

〔賛成者挙手〕

○議長（瀬口 健君）

ただいま15番牛嶋利三君から松嶋市長に対する辞職勧告決議の動議が提出されました。

ほかに2人以上の賛成者がおりますので、成立をいたします。

この後、議会運営委員会を開いていただきますので、暫時休憩といたします。

午前9時33分 休憩

午前9時34分 再開

○議長（瀬口 健君）

では、休憩を閉じて再開をいたします。

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

きょう動議も出ましたけど、この件につきましては、ツイッターで全国から1万件ほど載せられております。それで、議長と執行部にちょっとお伺いいたします。

議長は13日に西日本新聞に掲載されて以来、きょうまで全国から1万件ほど載せられているにもかかわらず、議員16人を何で招集しなかったのか、その1点。

あとは議長と執行部、こういう1万件ほど載せられているにもかかわらず、議会にしろ、執行部にしろ、苦情の電話、お手紙などがあったのかどうか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

同じ関連でございますか。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、中島議員のほうからお問い合わせがあった内容と同一の質問でございましたけれども、私のほうにもSNS、あるいはツイッター等々で18日までに1万件からのですね、またこの後、一部紹介させていただきたいと思っておりますが、まさにやゆされるような内容でございまして、みやま市ではこのようなことがあっていいのかというような内容がほとんどでございます。

ですから、そのことをお尋ねしたいと思っておりましたけれども、中島議員のほうから重複するような意見でございますので、私のほうからは差し控えたいというふうに思っております。

○議長（瀬口 健君）

そしたら、私のほうから申し上げさせていただきますが、今、13番中島一博君からのお尋ねは、こういう非常時に対して議長及び執行部がなぜ議会を招集しなかったか、そういうお尋ねでございませうか。（「議員16人を何で議長として招集……」と呼ぶ者あり）招集しなかったということでしょう。それでございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、申し上げますが、私の場合、執行部の場合は私はよく知りませんが、13日の午前中、朝、新聞にこの件が大きく報道をされております。それで、議会事務局とかと連絡をとり合って、11時からその謝罪会見をするというようなことでもございました。

今、中島議員がおっしゃるとおりに、私も集めたいのはやまやまだったんですが、午後からこの問題に直接大きく関係をしていらっしゃる団体への謝罪をしたいということでございまして、議会招集よりも関係の深い団体への謝罪が最優先するという判断に私は基づいたところでございます。議員を招集してすぐ謝罪を申し入れるのか、大きく関係をしております団体、非常に怒ってある団体、悲しんである団体、そういったところにまず謝罪をするのが最優先ではないかと私は判断をしたところでございます。

そういうことでもございませうか。（「いいです。あとは賛成討論でまたします」「ちょっと議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

どうぞ。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、中島議員の質問に対する御答弁ということで説明を議長からいただいておりますが、その大きく関係する団体というようなことでもございませうが、そこへの謝罪、これは議長が行

かれたんですか、それとも市長ですか。

○議長（瀬口 健君）

いえいえ、私に申し入れがあった、記者会見をされたときは、そういう予定だということをお聞きしましたもので、それを最優先してくださいという気持ちだったということをお伝えしております。

○15番（牛嶋利三君）

それは市長が行かれたというようなことで、議長が行かれたんじゃないければ、議会を招集するのと、市長がそうした団体への謝罪に行かれる、それとどういった関係があるんですか。

○議長（瀬口 健君）

いや、本人がおらんといかんとでしょう、本人が。

○15番（牛嶋利三君）

何ですか。これは議会内での議会のとるべき対応、対策をですわね……

○議長（瀬口 健君）

それは考え方が、私は議員全員の前で市長がみずから謝罪したほうがいいんじゃないかという考え方に立っての判断でございます。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それは今、中島議員さんが議会のトップとして、みやま市議会がどういった対策、対応をとるのか、議会のそれから先の対応策を練らんといかん。そうしたことに対する議長のいわゆる指導力、ここに欠けとるんじゃないかというような質問をやられたいということだと思いますよ。

早速13日の新聞等々での報道がなされたですね。市長が議会を寄せるのか、議長が議会を寄せるのかですね。これは競争してこのことに対する議長としての対策、対応をとらないかんとですよ。議会は行政のチェック機関でしょうが。そういったことに指示、指導するのが議長なんです。副議長ともそうした協議等々をやられたのか、それとも、事務局等へこのことに対する——一大事ですからね。どうやるのか、そうした協議をするためには、やはり全議員を招集かけて、そして、そのことに対する協議をせないかんとやらないですか。私は中島議員が質問されとつとの説明になっていないと思うですよ。

○議長（瀬口 健君）

どうですか、中島議員。（「議長、済みません、よかですか」と呼ぶ者あり）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

大変恐縮ですけど、本件については動議が出ております。賛成者がおりますので、動議が成立しているというふうには議長も認識されていると思います。今、やりとりされているのは動議の内容ですよ。何で議運に諮る前に全部こうやって進めるんですか。まず休憩に落としてくださいよ。

○議長（瀬口 健君）

わかりました。

今、この問題は大変大事な事件でございますので、あえて質問をお受けしたところでございます。通常ならば、今までの議会ではこういうことはなかったというふうには私は認識しております。それで、私の行動をとということございましたので、私の行動を今ここで申し上げたところでございます。

そしたら……（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、壇議員のほうから、この間も同じような質問というか、これはクレームがつきよるけど、議長までした人が内容がわからんようなことじゃいかんと思わんですか。ですね、壇議員。あなた、このことに対する辞職勧告決議を出すということでは賛同者があって、当然、このことを日程に追加してというようなことでの進め方を今から休憩に落として議会運営委員会が開催されるわけですが、その前のこういった大事な一大事に至った経緯をどうするんだというような質問をまず先しよるとですよ。ただ単に、辞職勧告決議というのは松嶋市長に今から出すわけですね。皆さん方の理解をいただくのかいだけないのか、そうしたことも含めて、これは踏み絵と言っても決して過言ではないと思いますが、そのようなことで認識していただいていいと思います。その前に、こういった経過になった。全国にこうした恥をさらす前に、議会としての対策、対応をどうしてとれなかったんだというような、まずその初歩的な部分をお尋ねしとるとですよ。

○議長（瀬口 健君）

最後に私のほうから答弁をして議会運営委員会に移したいと思いますが、今おっしゃった

とおりでございまして、私は議会を招集するに当たっては、本人がいなければならないというようなことが私の頭にはあったということでございます。皆さん方におきましては、今、お二方の発言におきましては、市長はいなくてもよかったというようなことでございますので、私とすれば、市長がおって、その中で謝罪等々をすべきと考えておりましたので、関係団体へ謝罪に行くのが最優先だということで、私はそういう行動を黙認しておったということでございます。

以上でございますので……（発言する者あり）先がありますので、よければ今さっきあったように、辞職勧告が出ておりますので、その中でやっていただければと思います。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

辞職勧告決議案は私が提出して、ここで賛同者がおって、当然、今から先の進め方、これはあると思います。しかし、そのことによって、私は動議を提出する中で、何のための動議かという提案理由の説明をするのみで、私のほうから松嶋市長に、このようなことでありますからいかがですかというような質問、答弁、そういったやりとりする議会じゃないとですよ、これは。どう思われるですか、議長。

そしたら、今回に限って特別に、私がこのことに対する辞職勧告決議の提案理由説明をする中でいろいろ尋ねていいですか。そのことをちょっと先に私がお尋ねしておきます。だめでしょうか、それは。

○議長（瀬口 健君）

いや、それは常識を考えていただければいいと思います。

○15番（牛嶋利三君）

今から先の動議の中でやると、そういうような話じゃないですか。それでよかなら、それでよかですよ、今じゃなくても。議会のやり方、進め方を私は問いよつとでしようが。市長がどこに行くうが、それは関係団体等とか、いろいろ謝らないかん。そうした部分あたりを優先して行かれたと、それは当然なことだと思いますよ。だからといって議会が同調して合わせないかんということはないでしようが。それば言いよつとですよ。（発言する者あり）（「議長、ちょっといいですか。あとは賛成討論でと言ったけど、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

ということですか。（「さっきの関連です」と呼ぶ者あり）

どうぞ、13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

何で私が言ったのに12日、私が一般質問してからが始まりでしょうが。12日までは全く反省もない、私を論すような答弁やったですよ。そして、12日、新聞に載ってから180度転換してあるから、議会として、議会は執行部を監視するチェック機関ですよ、市民の代表の議員は。それで、議会としてこの一大事の問題を議員16人招集して協議せないかんとやないですかと。市長は関係ないです。それを私は言ったんです。

○議長（瀬口 健君）

私は関係あると思いましたので、市長の行動が各団体への謝罪が最優先だと。非常に怒っている団体、悲しんである団体、そういうのが最優先だというふうに判断をしたところです。

それで、おたくの言うのは、そこに市長がおらんでもよかったやっかというようなことですが、私としましては、市長がおったほうが良いというような判断をしましたので、こういう結果になっておるということでございます。

そしたら、休憩に落として……（「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

全く最初から、中島議員がお尋ねしよるとに対しても、私が尋ねよつとに対しても質問の答えになつたらんですよ。

○議長（瀬口 健君）

いや、なつとると思います。

○15番（牛嶋利三君）

なっていないですよ。その程度の認識だから、議長、大変言いづらいんですが、やはり本市の政治倫理条例等々があっても、この前も言ったごと、あなたも政倫の条例を策定するときの委員でしょうが。その程度の認識しかないから、今回あたりも土木業者から1,000千円を受け取ったとか、その程度のあれじゃないとですか。どうですか。まだもろうてよかて言ってあったですよ。（傍聴席で発言する者あり）何て。

○議長（瀬口 健君）

静かにしてください。お願いをいたします。冒頭お話をしておりましたが、静かに進めて

いきたいと思います。

○15番（牛嶋利三君）

そういうことでしょうか。傍聴席からは黙っていてもろうとかんといかん。議長、きちんとせんといかんですよ。（発言する者あり）

○議長（瀬口 健君）

今言いましたので、また再度申し上げますが、お静かにお願いします。

休憩に落として議会運営委員会を開いていただきたいと思います。ここで休憩いたします。

午前 9 時 48 分 休憩

午前 9 時 49 分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じて会議を再開します。

そしたら、もう一度質問を言ってください。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほど議会と執行部に苦情の電話なりお手紙とかはなかったでしょうか、それを聞いたんです。それをお願いします。

○議長（瀬口 健君）

それはあっています。議会事務局のほうにもあっています。そして、その内容によっては総務部局のほうへお渡ししておる分もあります。（「執行部は」と呼ぶ者あり）

執行部にお尋ねですか。（「執行部も議会もと言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）

立って言ってください。どうぞ。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

議会も執行部のほうもお願いします。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

一連の報道で執行部のほうに入っている、昨日、9月19日までの件数でございますが、電話が21件、メールが18件、計の39件お問い合わせがっております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

お手紙か何か配付できるもんやったら、議員全部に休憩のときに配付してください。そして、言葉で言われる分は言ってもらえんですか、傍聴席にも来てあるから。これはみやま市の一大事です。私が一般質問してから始まっとるからですね、それはお願いしておきます。議会もお願いしておきます。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今の御質問につきましては、この後、また休憩に入るかなと思いますので、その間、検討させていただきます。

○議長（瀬口 健君）

え、何て言いました。検討させていただきますですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

よろございますか。（「議場に提示してください。検討しますですか」と呼ぶ者あり）

どうぞ、立って。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

議場にメールでも提示してください。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

この後、休憩になろうかと思しますので、その中で内部のほうで打ち合わせをして検討させていただきます。その結果を報告いたします。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

メールとかなんとか出してある方の個人情報とかは必ず厳守するように、出す出さんとは別で、もしも出すとしても、個人情報には必ず注意を払ってください。それだけお願いしておきます。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

個人情報もそうなんですけれども、中身の文面をちょっと見て、開示できるかどうかも検討しなくちゃいけないかなと思いますので、そういった意味で中身を検討させてください。

○議長（瀬口 健君）

以上でございますか。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、中島議員のほうから、議会、あるいは執行部のほうへのそうした電話、あるいはメール等々の件数、内容等も含めて議会へお示しく下さいということで、まず議長、議会に来とったら、議員の皆さんあたりになぜ報告されんとですか。今、尋ねられてからこういうことなんですということでしょう。きょうも9時20分から議員控室に議員さんは全部寄っとなじやないですか。何でそういうときにそれも漏れたんですか。それもちょっとお尋ねしますよ。隠さないかんような内容やったんですか。

○議長（瀬口 健君）

牛嶋議員さんに申し上げますが、隠すということ自体は私たちはやっていません。そういうことは一切しておりません。いまだまだメール等々が来ておりますので、整理ができていない状況でございます。途中経過だったら報告はできると思います。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

まさにそのとおりなんですよ。来とる分だけでも何で公表できんとですか。今からも来るとは、当然どんどん来ると思うですよ。18日までに1万件以上のそうしたツイッターとか入とるから、今現在もこうしたやりとりしよる中ででも来よると思います。来とる分だけでも何で報告できんとですか。

○議長（瀬口 健君）

報告をせろと言えはしてよかったんですが、私の判断では、今よりももう少し整理ができてからというふうに思っておったわけでございます。

○15番（牛嶋利三君）

このような一大事にですか。

○議長（瀬口 健君）

一大事、一大事と言われますが、一大事でございますということは冒頭申し上げております。

○15番（牛嶋利三君）

ただ、それだけ認識してあったら、何でそのときそのとき、随時にそうした報告等を議会にせんとですか。

○議長（瀬口 健君）

きょうやって、いつこの次はやりますでしょうか。

○15番（牛嶋利三君）

それは議長の指導力やないですか。

○議長（瀬口 健君）

それで、そういうことも考えて、まず整理をさせていただいております。今、申し上げたとおりでございます。

○15番（牛嶋利三君）

今までんとば何できょう出さんやったですか、そしたら。私はこういうふうな重要案件の提案ばさせてもらうというようなことをわかってあつたでしょうもん。認識しとつたでしょうもん。私じゃなくしても、誰かがそうした動議を出すというようなことを、議長ですから当然認識されとつたはずですよ。何でそういったふうな大事なことでん出さんですか。

○議長（瀬口 健君）

動議は動議でいいじゃないですか。出してもろうとるから、まずそれを……

○15番（牛嶋利三君）

いやいや、だから、私の動議です。いいですか。メールとか電話とかというのは、その人の個人の思いがあつて出してあつとですよ。

○議長（瀬口 健君）

だから、整理をしているんですよ。

○15番（牛嶋利三君）

瀬口健、一議員に出とつとやないと思いますよ。みやま市議会に来とつとですから。そういったふうなやつを隠すような行為はせんでくださいち言いよつとですよ。

○議長（瀬口 健君）

隠すようなことは一切しておりません。時期が相当かどうかということで、今、整理をしているという段階でございますので、公表ができるかできんかというのを先ほど部長が申し上げたとおりでございます。

○15番（牛嶋利三君）

それは議長の考え方であって、副議長あたりにそういったふうな話を相談されましたか。

○議長（瀬口 健君）

副議長のほうからは一切ございません。

○15番（牛嶋利三君）

副議長に相談されましたか。副議長から議長にお尋ねとか相談じゃなくて、議長のほうからこういった文書等々が届いておりますがどうするかと、いかななものかというような相談をされましたか。

○議長（瀬口 健君）

それはしておりません。ただ、各常任委員会への謝罪をしたいという申し入れがありましたが、これは委員会独自で決めるもんだと、委員長の判断で決めるもんだから、議会としてはこれは委員会へ申し入れをしてくださいということを言いましたということは副議長のほうに申し上げております。

そこで、素直に常任委員会の総務常任委員会、文教厚生常任委員会は謝罪の申し入れを受けましたが、産業建設常任委員会はそれを拒否されたという報告まで受け取ったところでございます。そこまででございます。ほかには一切、副議長には相談をしておりません。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それは市長からの各常任委員会内へ出向かれての謝罪という話ばされとつとでしょう。

○議長（瀬口 健君）

そうでございます。

○15番（牛嶋利三君）

私が尋ねよつとは全然違うですよ。

○議長（瀬口 健君）

だから、相談はしておりませんと言います。副議長に相談はいたしておりませんと。

○15番（牛嶋利三君）

何ですか。何でされんとですか、副議長にそうした相談を。

○議長（瀬口 健君）

整理中だからということでございます。

○15番（牛嶋利三君）

いや、整理中だから。その前、随時受け付けてあるでしょうが。届いってでしょうが。そうした部分あたりを整理中なら整理中でもいいとですよ。そういった相談でも何でされんとですか。そしたら、あなたが独裁的な議会の運営じゃないですか。違うですか。違いますか。

○議長（瀬口 健君）

独裁的とか隠すとかいうことは私は一切思っておりません。

それで、そういう申し入れがございましたならば、私の整理不足ということで、この本会議終了後に整理したものを提出させてもらってもいいと思います。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

内容そのものは、そげん整理したり精査せんといかんような内容ですか。

○議長（瀬口 健君）

いや、先ほどそう申し上げましたので。

○15番（牛嶋利三君）

議会に来とるやつですたい、議会に。議会に来とる分ですよ。執行部は執行部で、今から部長が検討するち言いよるじゃないですか。

○議長（瀬口 健君）

全体ば知りたいわけでしょう。

○15番（牛嶋利三君）

これは中島議員が意見ですたいね、質問。そうした部分は当然、議会には出してもらわんといかんです。

○議長（瀬口 健君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

再度申し上げますが、ここで議会運営委員会を開催するために暫時休憩をいたします。

午前 9 時 59 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じて会議を再開します。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。その内容について委員長の説明をお願いします。前原議会運営委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

ただいま休憩した中で議会運営委員会を開催いたしました。その案件ですが、牛嶋議員から出されました松嶋市長への辞職勧告決議についての動議につきましては、休憩後の本会議再開後、直ちに追加日程 1 として議題として取り扱うことといたします。

なお、審議方法は即決とし、採決方法は起立採決で行うことといたしました。

以上、報告いたします。

○議長（瀬口 健君）

お諮りをいたします。松嶋市長に対する辞職勧告の動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 松嶋市長に対する辞職勧告決議の動議

○議長（瀬口 健君）

追加日程第 1. 松嶋市長に対する辞職勧告決議の動議の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。15番牛嶋利三君。（「議長、ちょっといいですか。今、執行部からこのメールを配付していただいたでしょうが。ちょっと傍聴人もおらっしゃるから一番最後だけでも読んでもらえんでしょうか。最後のもいいから。いっぱいあるでしょうが。一番最後の」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「西山部長、一番最後の文面でもいいから、傍聴席にわかるように読んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

中島議員さん、反対討論が出ておりますので、反対討論の中で申し上げられたらどうでしょうか。（「私は賛成討論です」と呼ぶ者あり）ああ、賛成討論ですね。失礼いたしました。

賛成討論の中でそのように申し上げられたらどうでしょうかね。（「いや、私はちょっとされんとですか。これを1点だけでも、傍聴人もせっかくで……」と呼ぶ者あり）

だから、賛成討論の中でこれを自分自身で……（「賛成討論は賛成討論で、ツイッターの3点ぐらいを言いますけど、これは執行部のほうに来ているじゃないですか。1カ所ぐらい読んでもらえんのですかと言っているんですよ。そいけん、これだけぐらい読んでもらったらどうですか。傍聴席もおらっしゃるじゃないですか。これは執行部のほうに来ているメールですよ。私は私で賛成討論でまた言います。執行部に来とるけん、1点ぐらい読んでください。これはみやま市の一大事ですよ」「議長、整理」と呼ぶ者あり）

どうですか、西山部長。（「きょう、この後ですね……」と呼ぶ者あり）

立って言ってくれんのですか、13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

この後、松嶋市長の謝罪会見もあると聞いておりますが、その前に、これは謝罪で済む問題じゃないですよ。執行部も考えんかったら。これだけは読んでくださいよ、これぐらいは。

○議長（瀬口 健君）

どうですか、西山部長。――その前に、11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

まず、動議として議案で取り扱うということで議運のほうで決定しました。この議案についての説明がないと、住民の方、これを聞かれている方、何を話しているかわかんないと思いますので、中島議員が言っているのも議案の説明が終わった後でないと何をやりとりしているかわかんないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（瀬口 健君）

前原武美議会運営委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）

今、壇議員からもありましたように、今回の辞職勧告決議の提案理由をまず受けるべきというふうに議会運営委員会としては考えます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

議会運営委員長の申し出のとおりに進めさせていただきます。（「だから、議長、いいですか」と呼ぶ者あり）13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それで、今、議会運営委員長が言われたように、提案理由の説明の後に、討論の前によかったらこれを一部だけ読んでください。お願いしておきます。

○議長（瀬口 健君）

提出者の説明を求めます。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。松嶋市長に対する辞職勧告決議案ということで提案をさせていただきますが、その前に、皆さん方にちょっとここに至るまでの経緯を説明させていただきたいと思っております。

きょうも本当にこのようにたくさんの皆さんに議会傍聴をいただいております。ちまたでは暗雲漂うみやま市というような言葉が蔓延しております。（傍聴席から発言する者あり）

議長、静かにさせてくれませんか。

○議長（瀬口 健君）

傍聴席、申しあげましたとおりに静かにお願いいたします。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

そのような中に、本市、みやま市のトップであります市長の差別発言、差別的表現ですね。それから、私どもみやま市議会のトップであります議長が政治倫理条例に違反をすると。土木業者から現金1,000千円の授受等々、前代未聞のみやま市の恥を全国にさらけ出し、本当に多くの市民の皆さんには大変心配かけます中で、迷惑もこのようにかけておりますけれども、このような一大事と言っても決して過言でございません。

私ども議会の議長がもう少し整理をしていただきたいというのが一番の私の思いでございますけれども、このような中、本当に議会が何を考えているのか、そしてまた、その対策、対応、何のアクションもないわけです。きょうもこの後、いろんな質疑、あるいは討論等々がありますけれども、この提案に対する賛成、それから反対者がいるようです。しっかり見

とってくださいね。まさに市長が1年前、選挙公約としてお示しいただきました「これでいいのか？みやま市！」ですね。誰も何もせんですよ。

そのような中、何人かの議員さんはこの後、賛成ということでしっかり討論もされて、起立採決は立たれるとっております。もちろん誰もがやらないというようなことであれば、私自身が一人で泥をかぶってでも、悪者になってもいいとですよ。皆さんがみやま市に住みたい、このような思いで生活されておりますので、もとの明るいみやま市を取り戻す、そういった意味で皆さん方と一緒にしっかり頑張りたいと思います。

それでは、ただいまより議席番号15番、私、牛嶋利三が松嶋盛人市長に対する辞職勧告決議案について提案理由の説明を申し上げたいと思います。

さて、松嶋盛人みやま市長におかれましては、前職では本市立の小学校、中学校を初め、多くの学校で教育者としてその力を遺憾なく発揮していただき、御指導いただいた多くの教え子さんには全国ですばらしい活躍をいただいているということでありまして、このことには心から感謝を申し上げたいと思います。

2代目市長に就任されて、本当に早いもんでございますが、来月は1年目を迎えるところでございます。この間、何事も失敗なく、正しい判断、市民本位の市政運営を執行してこられたかといえば、必ずしもそうではないと思われております。おごりともとれる判断、わがままな言動、そして、議会軽視が目につき、二元代表の一翼を担う議会といたしましても、松嶋盛人氏に対し、市長としての資質に疑問を感じているところでございます。

今定例会一般質問の2日目ではありますが、私は「市長就任から約1年、いろいろな問題の検証と政治姿勢について」と題して幾つかの質問準備をしておりましたけれども、限られた1時間という持ち時間内でございますので、全部の質問には至っておりませんでした。ちょっと私がリーフレットを忘れてきておりますが、当時のみやま市長選に立候補された3名の皆さん方の中に「これでいいのか？」というようなタイトルのリーフレットがございました。このリーフレットには、3人いらっしゃいますけれども、現市長に就任された当時の松嶋盛人市長候補が全市民に対しまして熱い思いを訴えられた大切な資料であります。「子や孫が住みたいまちをどう創る!!これでいいのか？みやま市！私がやる!!」と公言されて、このキャッチフレーズでみやま市民を一瞬とりこにされました。それから1年、何が進んでいるのでしょうか。何が見えてきますか。聞こえてくるのは市長の流鏝馬や空手、そして挨拶の自慢話、それだけしか聞こえてきません。当然、流鏝馬や挨拶運動だけでみやま市の発

展は望めないところでございます。

そのような中で、今回、12日ですか、中島議員からの差別的な文言ではないかとの一般質問がございましたけれども、市長は中島議員がその程度の理解しかしていただけないということであれば大変残念であるというような答弁をいただいております。まさにこの言葉自体、差別ではないでしょうか。重複する質問で、市長答弁に納得のできない中島議員に対し、大変残念だ、まことに残念だと何回言われましたか。そして、翌日の13日、朝刊記事に、大変私どもは驚いたところでございますが、松嶋市長は執行部重鎮に非常招集をかけ、その対策、対応の協議をされたと思いますが、その結果がマスメディアに対する臨時記者会見、そしてまた謝罪をされたということを知っております。とてもこの行為には市長が心底反省をされているというふうには感じられない、そのように思っております。この順番そのものが間違った市長の判断と、そのように思っておりますけれども、まずもって開会直後に私が議長に申し上げましたとおり、議会が先に全議員を寄せるのか、市長が全議員を寄せるのか、そうした行動があつてしかるべきというふうに思っておりますけれども、まさに議会軽視ではないのですかと申し上げます。まずは中島議員への間違った答弁に対する撤回と謝罪、そして私ども議会、それから、マスコミ等々をお願いされてでも介しての全市民に対する説明と謝罪をするべき、そのような順番だったというふうに思っております。いずれにいたしましても、今般の市長の差別事件は言語道断でありまして、看過できません。

私どもみやま市は、旧3町であります山川町、高田町、そして瀬高町の3町が合併をし、「人、水、緑が光り輝き夢ふくらむまち」として福岡県下28番目の市として新市が誕生して13年目を迎えております。初代市長として就任をされました西原市長でございますが、この方は各方面に本当に立派に御活躍をいただいた方でございますが、大変残念なことに今は亡き前市長となっております。この方は日本全国に誇れるみやま市、そしてまた、多くの事業やその実績を残されておりますが、残念にもその逆に、2代目市長である松嶋市長の職員研修会での資料配付の件が新聞報道やテレビ放映もなされたことから、この問題が全国に知れ渡り、多くの市民やほかの市町からも、みやま市には浄化機能が存在しないのかともやゆされております。みやま市議会は何をしているのか、正副議長を初めとする議員は能なし議員と言われても仕方ないと思っておりますが、9月12日の暴言に対する辞職勧告決議の表決は、これも非情にも否決ということございまして、自分たちでつくった政治倫理条例、このことに対する意識のなさ、倫理観のなさが暴露されておるところでございます。まさに正

常な市政運営に戻す努力はしない。本当にみやま市議会は能なし議員ばかりだというふうに思われておりますこと、幾重にも重複になりますが、申し述べておきたいと思えます。

これから本題の趣旨ということで申し述べますが、今回、松嶋市長の職員研修会での資料配付がみやま市及びみやま市民の誇りと名誉を著しく傷つけ、損ないました。そして、何よりも当然なことでありますが、本来、政治とは悲しい思いやつらい立場にある人々を温かい視点で見つめることであるはずでございます。しかし、松嶋市長はそういう市民を冷たく切り捨てる発想の文書を自分の信念として配付し、講演をされました。これは松嶋市長が市長としての資格も資質もないことを証明したということでもあります。

また、みやま市の教育への悪影響もはかり知れませんが、NHKで放送されました偉い先生のコメントによりますと、この文書は教育そのものを否定していると断定をされました。以前、松嶋市長はみやま市立中学校の校長を務めてありました。その責任が謝罪だけで済むわけも決してございません。松嶋市長に教育者としての良心が残っているのであれば、子供たちへの教育上、決して好ましくない市行政トップとしての市長職には不適格でありまして、即刻辞任されますよう市長辞職勧告決議案を提出するものでございます。

また、このことも今後大変な問題に引き続いてなっていくかというような問題でございますが、9月15日、これも某新聞の朝刊記事でございますが、道徳本寄贈、公職選挙法抵触ではないのかというような松嶋市長が行われた行為が掲載をされておりました。市長がやられました行為は公職選挙法第199条の2に違反する疑いが濃厚であります。例えばの話であります、衆議院議員の松島みどり氏が選挙区内でうちわを配布して問題となりましたが、松嶋市長の行為はさらに悪質である、そのように考えております。この配付は4月11日木曜日でございますが、9時半から山川支所会議室でみやま市立小・中学校全校の校長会が開催されておるようでございますが、ここで配られておったという道徳本でございます。これはそのまま市長の私費で求められたやつ、約40部ぐらいの購入をされたと聞いておりますけれども、これは全部各小・中学校の校長に持ち帰らせた、寄贈をされたというようなことを聞いております。これは当然、私も教育委員会のほうへ出向きまして部長に確認をする。そしてまた、きょう出席でございますが、教育長にもその事実を確認済みでございます。しかし、どういう意味なのか、これを9月17日、教育委員会関係者の職員さんが、誰の指示を受けてなのかはまだ定かではございませんけれども、この回収をされたというようなことを聞いております。このことは、いわゆる隠蔽工作をされたのかなというふうに思っておるわけでござ

いますが、私どもチェック機関としてこの議会が果たす役割をわからない議員さんもいっぱいおられるけれども、わかる人だけでしっかりこれは解決をしていきたい、このように思っております。

市長はこのように公職選挙法違反の疑いもあるという行為につきまして、みやま市政治倫理条例の第2条及び第3条の趣旨に照らして、市民に対し、このこともしっかり納得のいただけるような説明をやっていただく責任があると思っております。

結びになりますけれども、議員各位におかれましては、一日も早く正常な本市、みやま市を取り戻すべきでございますので、そのような考えから、市長の辞職勧告決議案に対する賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、松嶋市長に対する辞職勧告決議案の説明とさせていただきます。しっかりひとつ御審議をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

この件につきましては、市長みずから弁明の機会を与えられておるところでございますけれども、市長からは弁明はしないとのことでございます。

それで、本件は一身上に関する事件でございますので、松嶋市長の退場を求めます。

（「ちょっと議長、いいですか」と呼ぶ者あり）退場を求めます。（「議長、市長もおってもらったがいいとやないですか」と呼ぶ者あり）退場を求めます。（「いいですか、議長」と呼ぶ者あり）

〔松嶋盛人市長退場〕

○議長（瀬口 健君）

これより提出者に対する質疑を行います。（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

どういう件でございますか。（「さっき私、お願いした説明のあったところ、メールを読んでいたんですけど。メールを。いいですか」と呼ぶ者あり）

前原議会運営委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）

先ほども言いましたように、提案者が今そこの席に座られております。そのほうを先にやっていただきたいと思っております。（「いいです。質疑の後にいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君、どうぞ。

○13番（中島一博君）

質疑の後にメールを読んでください。

○議長（瀬口 健君）

よございますか、西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

先ほどからメールを読んでもほしいというふうな御意見をいただいております。しかしながら、このメールの中身が本人さんの意思が当然入っているわけでございます。

○議長（瀬口 健君）

西山部長、その機会を与えますので、そのときに申し上げます。いいですか。

これより提出者に対する質疑を行います。質疑はございませんか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

これは本来、提案者のほうに聞くことじゃなくて、松嶋市長にお尋ねせないかんけど、提案者がどう思われるかということでちょっとお尋ねをします。

この研修、20人の幹部が受けているわけなんですよ。失礼ながら、私もある行政機関に38年勤めておりましたので、その間にはいろんな研修、人権に係る研修を受けて、物すごく今はセンシティブな、敏感でならないかんというように職員時代を過ごしてきたわけでありまして。20人の方が研修を受けて疑問を呈しただろうと思うけど、それが事前にマネジメントできなかったという、この組織が非常に私は心配をしておるわけなんですよ。冒頭言いましたように、こういうことは市長に聞くことなんですけど、市長みずからの責務は責務として、牛嶋議員が言ったように、それも賛同しますけど、そのように根深く、深く考えないのは、このみやま市の組織ですね、職員組織。議員を含めてです。敏感にならないかん。やっぱり重大なことなんですよ。

そういう意味では、その組織、私も含めて鈍感であったのかなと。私も38年間勤めておって、いろいろ研修を受けて、そういうところを感じるけど、牛嶋議員は提案者としてどういうふうに——私の今その組織、それは失礼ながら牛嶋議員も入っております。そういうところを含めての気持ちがあれば教えてください。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

6番末吉議員の質問にお答えしたいと思います。

まさにこのような質問は大変有効と申しますか、ありがたい質問です。私自身も内容的にはどのような職員に対する——いろいろ何回か分けられて職員研修の意味で講義されたというような内容は聞いておりましたけれども、内容そのものは私としては特別に職員さんに聞いたり、そういったことはなくて、当然、接遇マニュアル等々の講義だったのかなというふうに思っておったんですが、まさに12日の一般質問の中で中島議員から示された資料、これを見て私もびっくりして、初めて見たところなんです、やはり職員さんにそのような講義をされたということは、今後のみやま市には子供たちは育たんですよ。絶対子供たちや、それから、いろんな介護の必要な、そのような心にも傷を持たれた身障者の皆さん、いろいろあるはずですよ。例えば、お父さんのいない女手一つで育つ家庭等々いろいろあると思いますが、まさに子や孫が住みたいまちをどうつくるんだというような現松嶋市長の声かけなんです。実際そのような講義を受けられた職員さんがまともにそのことをどう解されたのかわかりませんが、職員そのものが本当に将来をしょって立つ子供たちに対するまともな教育がどうしてできるんだろうかというふうに変に危惧しておるところでございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

今、牛嶋議員も同感的なことを言って、ちょっと私の質問に対してずれた部分もあったかとは思いますが、これを契機に、やっぱり人権問題、議会も当然ながら、執行部も含めて市民にいろんな啓発をしながら新たな出直しをしていかないと、こんなというのは失礼ですが、こんな重大な問題を起こしたみやま市は、私を含めて猛省をして、やっぱりハンディキャップを持ってある方、いろんな方、例え話なんですけど、自動車に身障減免というのがあるんですよ。そのときに、我々は何げなく身体障がい者という言葉は何カ所も、いろいろ減免を受けるために要件があるわけなんです。そしたら、団体のほうから直接呼ばれて、あんたたちは気にしよらんやろうけど、何回でん障がい者、障がい者と書かれる者は物すごい気持ち悪いとばいということで、本当に気づかなかったんですよ。それで、謝罪して、そのときは許していただいて、それ以後は職員に指示して、そういう文面はやっぱりいろんな配慮をしなきゃいかんと。

何を言いたいかというと、牛嶋議員を初めとして我々は原点に戻って、このまちを人権のまちというふうにするべきじゃないかと思います。これは今の牛嶋議員の答弁を受けて私の思いを伝えたところで、答弁は必要ありません。（「いいですか、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、末吉議員のほうから本当に心情に訴えるような内容のお話をいただいております。ちょっと駄弁になりますけれども、隣町の柳川市さんでは議員の中に7名ぐらい、名前こそ公表しませんが、毎月の差別等々に対する人権問題、勉強をやっておられるそうです。ちなみに、あした18時から三橋の中山コミュニティーセンターで開催されるということでございます。皆さん方の中にこの人権問題の大切さ、絶対あってはならないこの差別に、本当に皆さん方のお気持ち、考えを再考いただくとしたら、ぜひ参加ください。私は行くようにしております。

それから、先ほども私が市長に対する辞職勧告決議というようなことでの案を提出させていただき、説明をさせていただいております。この傍聴者の中に、政治倫理条例、これを12年前ですか、もう13年目を迎えておりますけれども、駆け込みでの政倫条例を制定したという経緯がございます。私、議長をさせていただいておった当時でございますが、議会が主導して、もっともっと全国に誇れるような内容の政治倫理条例を制定しようじゃないかというように本当に素晴らしい案が提出されました。その当時、これは各常任委員会から3名ずつでしたかね、人選をいたしまして特別委員会を設置した経緯があります。その当時の委員長、副委員長も傍聴席に来てありますよ。当時の議員です。どのように思われてあるのか、資することができれば一回その気持ちをお伺いしたいというふうに思っておりますが、まさに自分でつくった条例そのものに抵触するような議員さんがいらっしゃいますけれども、何のアドバイスもお気持ちも発していただけません。残念でたまりません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

議員のほうには辞職勧告決議案という文書ももらっておりますので、これに目を通して読

ませていただいておりますけれども、ちょっと私が提案者に対して質問をしたいというふうに思います。

先ほど来、中島議員のほうからも一般質問をきっかけにというような発言もあっておりますけれども、今回の件については、そのような研修会に資料を配付されたというのが問題というふうに提案者は考えていらっしゃるのか、それとも、そこに書いてある中身ですね、いわゆる思想性、これを問題にされているのか、ちょっとこの分だけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

はい、どうぞ。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

9番上津原議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まさに議員おっしゃるとおり、全てです。配付、それから、その資料をもとに講義をされた、そのことに対する全てに批判します。そういうことです。

このことについては、先ほど来、中島議員のほうからもいろいろ幾重にもお話はあっておりますが、私は上津原議員みたいに最近のハイテクというのが使えませんけれども、このようにですね、これは1万件からの全国からの、全部批難、批判です。何しとるんだ。議会も批判されております。みやま市はいいまちですねということは1件もないですよ。1万件から入っております。マスコミの皆さんも見えとるけど、これは大変なことですよ。一大事ぐらいじゃないです。そのようなことなんですよ。しっかり皆さん方にお気持ちを改めて再考していただかないといけない、このように思っております。

ちなみに、この行政のほうにも、執行部のほうにも電話が21件、メールが18件というようなことで来ておると。39件来とるというようなことで、内容は今から皆さんに報告されるかどうかわかりませんが、恐らくあんまりひどいところは割愛しての報告になるかと思いますが、いずれにしても、しっかりしなさいということですよ。みやま市民の皆さんが立ち上がってあるとですから、議会もしっかりしてくださいよ。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

今、提案理由の説明がありましたけれども、確かに今回の松嶋市長さんの配付された資料

を拜見させていただいたんですが、過去にもいろんな場所で配付をされたということでございまして、そこに関しては何ら指摘もなかったということで、実は文教厚生委員会のほうにも、今回、大変大ごとになったということで、おわび、陳謝がありました。今回、提案理由を聞いておりますと、市長に対する提案といたしましては、問責決議、それから、市長の辞職勧告決議、市長不信任案と、いろいろ考えられると思うんですが、今回、辞職勧告ということで提案されたいきさつについて少しお話をいただければと思いますけど。

○議長（瀬口 健君）

はい、どうぞ。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

10番荒巻議員の質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、もちろん松嶋市長は、やっぱり教育者上がりというようなことで、かなり弁も達者でございまして、本市に限らず、他の市町へも講師として講義に行かれたというような話は聞き及んでおりますけれども、いきなり辞職勧告じゃなくして、当然、不信任だとかいろいろ自治法上の取り扱いはあるかと思いますが、私のみならず、このことに対してやっぱり市長としてみやま市にですね——それは誰でも人間ですから失敗はあります。私はたくさん失敗はありました。しかし、やっぱりこのことに悔いって再び二度と同じ過ちは犯さない、これはやっぱり人道上の人間の姿だというふうに思っております。

聞くところによりますと、今回のみやま市での失態のみならず、ほかでも同じような失態があつて、やっぱりかなり批判を受けられたという経緯があることも聞き及んでおります。そのような各般にわたる思いを総合いたしまして、今回は辞職勧告というようなことで訴えさせていただく、そのような経緯に至っております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております松嶋市長に対する辞職勧告決議の動議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、松嶋市長に対する辞職勧告決議の動議は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。7名の方から討論の申し出がっておりますので……（「議長、いいですか。13番中島ですが、先ほどのメールを読めないかどうか、それをちょっと聞いてくれませんか」と呼ぶ者あり）

この討論が終わってからでけんとですか。じゃ、どげんしますか。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

わかりました。討論が終わってから私が読み上げます。それでいいです。

○議長（瀬口 健君）

いや、それはまたこちらで取り扱いはいたしますので、中島一博君のように勝手にはできないと思いますから。（「賛成の討論のときに読みます」と呼ぶ者あり）

そうしてください。そうすると助かります。12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

今、中島議員が賛成の討論のときに読み上げると言われましたその資料は、市のほうに來ているものなのか、御自分が準備されているものなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君、今の質問にお答え願います。

○13番（中島一博君）

これは先ほど市のほうに來たメールなんです。だから、西山部長が何かされんようなことを言ったから、先に説明してもらったがいいんじゃないですかと。説明されるなら、私は賛成の討論のところで読みますよと。賛成の討論で合うからですね。

○議長（瀬口 健君）

12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

先ほど西山部長は、内容につきましては個人の特定できるようなものもありますので、こちらですということでございましたので、それを判断するのは中島議員の判断ではないと

思いますので、私は不適切かと思えます。

○議長（瀬口 健君）

先ほど申しましたように、7名の方から討論の申し出がっておりますので、討論を行いたいと思えます。

まず、反対討論から行います。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

議席番号3番、村上です。反対意見を申し上げます。

松嶋市長が先般使われました資料、これにつきましては、私も議員の立場もありますし、この内容からして、当事者でもございます。そういった観点から、内容を見ますと、資料には非常に看過できない部分も一部ございます。しかしながら、その資料につきましては、表現には非常に不適切な部分もあるとは思いますが、迅速に謝罪の対応をされ、本人の猛省も見られるところから、今後、大事なのはこういったことを助長しない、そして繰り返さない、そういったまちにする、そういった社会をつくると、そういうところが大事なわけで、ここで松嶋市長のそういった態度並びに将来に向けてのみやま市がそういった方向に向かうということをきっちりと確認ができれば、その中で、みやま市が差別なく楽しく暮らせる明るいまちという方向へ向かうことができると思えます。

こういった体制をしっかりと執行部のほうもつくっていただきまして、今後いろんな資料につきましても精査をその都度行っていただき、そして、ダイバーシティが叫ばれる世の中、しっかりとみんなで暮らしていけるまちですと大きな声で言えるように、今の松嶋市長にリードをしていただきたいと思えます。

以上、反対意見です。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（瀬口 健君）

静かにお願いいたします。

続いて、2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

2番森弘子です。この議案に私は賛成します。

今回の市長の資料配付の件は、弱者と言われる人たちを初め、たくさんの人たちの心が傷つけられました。今、社会問題となっている親から虐待を受けている子供たちは人生に失望し、生きることに背中を向けています。そんな子供たちを私たちは温かい食事を提供し励ま

していますが、自分の親から食事さえももらえない、こんな残酷なことに、親を選んで生まれてこられなかった理不尽さに胸を痛めています。今回の件はこのような子供たちにも当てはまるような事例で、資料を見て愕然としました。

私は選挙期間中、どんな厳しい境遇に置かれている子供たちも私たち大人が励まして、人生に希望を持って自分の可能性を信じて進んでいく強い心を持った子供たちに育てたいということを訴えてまいりました。市長という立場において、税金を使い、公僕である職員をこのような事案を示して研修されたことは許される行為ではないと思いました。深く反省していただきたいと思います。

私自身、大変厳しい判断で、心が揺れ、胸が痛みました。しかし、今回この件で心を痛められた方、心に傷が残られた方の声を代弁するのは議会人である私しかいないと思って、苦渋の判断です。これを契機にさらなる人権教育に力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

続いて、5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

議席番号5番、吉原政宏です。反対の立場から討論を行います。

今回の件は極めて不適切な事柄であり、配付された文書の内容は擁護できるものではなく、松嶋市長の重い責任は当然問われるべきものであると思います。しかし、私は今回のその責任のとり方をすぐに市長職をやめるという形ではなく、十分に反省し、まずはみずからの今後の処し方を考えていただきたいと思います。

私は今回のことを教訓にし、もう一度市民の信頼を取り戻すために、今まで以上に真摯に、そして、全ての方に愛情と思いやりを持って接し、みやま市発展のため全身全霊を傾けて市長職という大変重大な責務を果たすために取り組んでもらいたいと考えますので、今回の提案には反対いたします。

以上です。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（瀬口 健君）

何度も申し上げますが、静かにお願いします。（「退場させんなら。退場ですよ」と呼ぶ者あり）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

提案者の牛嶋議員のと少し重複するかもしれませんが、9月12日の私の一般質問で始まったわけですが、私は松嶋市長に何度となく指摘をしてまいりましたが、全く反省の色はございません。それよりか、私をですね、何で中島議員はわからないんですかと、残念というのは四、五回私に言われました。だけど、思想が違うから修正しようでも修正できないから、みやま市人権・同和教育研究協議会の会長であります待鳥教育長のほうにお願いしたのは、松嶋市長の発言が正しいのか、私の指摘が正しいのか、会長として協議会で調査してくださいということまで言うております。一応それはそれで終わったんですけど、全く私を洗脳するような言葉ばかりが12日の本会議の一般質問でございました。

だけど、13日にこういう西日本新聞の記事を見て、私もびっくりして読んでおりましたが、全くそのとおりでと思います。市長は新聞に載る12日までは全く反省もないです。だけど、新聞に掲載された後、180度転換してあります。道徳教育の大切さ等を訴えるつもりだったが、思慮が足りず反省している。私が12日の一般質問で何回も指摘しても、自分の考えが正しいということで絶対譲らなかったんです。これは全議員、管理職の職員さんも全部聞いてあると思いますよ。そしたら、11時からマスコミを呼んで謝罪の記者会見。これは帳面消しとしか私は思われませんでした。逆に言ったら、この新聞に載らなかったら全くそのままですよ。

先ほどの道徳の本も一緒です。さっき4月11日と言われたんですが、これは間違いで、5月9日です。4月11日は私が誕生日やから覚えている。4月11日の年度初めのときも行かれて、5月9日の校長会もまた市長が行っているんですよ。教育部署は教育長がトップでしょうが。何で市長が毎回の校長会に参加するんですか。そのとき本も配ってあるし、こういう資料も配ってあるんですよ。（現物を示す）こういう資料を校長会の中で。そこに学校教育課長、教育部長、待鳥教育長も同席してあったでしょうが。何でそのときでも——これは金額は500円と聞いておりますけど、私もある校長先生からちょっと借りてきたんですが、こういう小さい本で500円、これは寄附行為になると思いませんでしたか。全く行政感覚ゼロですよ。

そして、1月から8月まで職員320人が研修してあります。ともかく元学校の先生だから、職員を生徒と思って勘違いしてあるんじゃないかと思っております。

それで、ツイッターの中でほとんど批判ばかりです。3点だけ読み上げます。

1点目、失言というよりは本人の確固たる思想であることは明らかだ。すぐやめるべきだ。みやま市の方々はもっと怒ったほうがよいのではないか。市の職員は強く抗議すべきである。

2点目、福岡県みやま市の松嶋盛人市長が先祖の悪行は子孫の精神、身体障がい、犯罪者の有無、貧困家庭の生徒をそんな目で見っていたのか。

3点目は、多分みやま市の方だと思っております。まじで早く辞職してほしい。みやま市民として昔のみやま市を戻してほしい。

この3点はちょっと一職取不能一。

それと、記者会見されたのが9月13日です。14日、議員全員に鮎まつりに案内があったんですけど、6名だけ出席しております。議長は来ていなかったんですけど。そのとき私は、こういう一大事件を起こしたら辞職して副市長が見えるのかなど。みやま市長が見えて、話も長くて、乾杯の音頭までとられました。議員6人おっても挨拶も来ない。顔を見て、全く反省の行動はしていないと思います。さっきも言ったように、メディアに取り上げなかったら彼は絶対反省しないと思いますよ。それで、新聞で見たんですけど、3年前も八女中学校か高校の教頭るとき同じ資料を配付して講演されたと新聞に載っています。

それと、きのうの情報で、現職の中学校の校長のとき、7年前です。その保護者の方からちょっと連絡があったので、きのう聞き取りに行ったんですけど、この新聞を見てびっくりしたと。7年前も現職の校長のとき、PTA総会の前でこれと近いような発言もされているときのう聞いてきました。

そういった意味で、この動議には私は賛成いたします。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

次、7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

7番古賀義教です。反対討論を申し上げます。

合併当初、平成19年、私は学校教育課長の席にありました。その当時、松嶋校長先生の人となりについてはよく存じておるつもりでございます。しかしながら、今回、市長の管理職研修で配付された資料については、配慮に欠け、許しがたいものと思っております。また、教育冊子の取り扱いについても、公人、公の人として誤解を招きかねない行動であり、市民の皆様にご与えた影響は大変大きなものがあると思われまます。

事態の重さを十分に受けとめ、こういうことが二度とないよう肝に銘じた上で、持ち前の行動力と正義感を生かし、さらに研さんを深めることで市民のためにさまざまな問題解決に邁進されることを大いに期待し、今回、不信任案に反対いたします。

以上です。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（瀬口 健君）

何回も言いますけど、静かにお願いいたします。

14番宮本五市君。（「傍聴席の整理のでけんごたん議長じゃ、どうもこうもいかんですよ」と呼ぶ者あり）

○14番（宮本五市君）

14番宮本です。賛成の立場で討論をさせていただきます。

松嶋市長も御承知のとおり、私は左足に障がいがあります。今回の件で左足が不自由になった幼いころを思い出し、いろいろと考えさせられ、悩みもしました。ただ、私なりですが、今まで一生懸命やっております。

私は松嶋市長が市長になられる前の校長先生時代から存じており、当時から熱心に教職員、そして、子供たちに御指導をいただいておりますことも存じ上げております。感謝しております。また、市長になられ、期待もしておりました。しかし、今回の件につきましては、そういった思いがあっただけに大変残念で、悔しくてなりません。私と同じような思いをされる方はたくさんいらっしゃると思います。市長を慕っていた教え子たちも内心はそういうふうにしたのか、考えだったのか、また、今回の件で現役の教職員の先生方も実際に子供たちを指導し、教育している中で、ちゃんと子供たちに思いは伝わるのだろうか、届くのだろうかと不安に思い、戸惑っていらっしゃるのではないかと思います。

市長は認識がなかったとして反省され、謝罪をされておりますが、謝罪で済む問題ではなく、取り戻すことのできない損失であり、市民に対する信用失墜行為であると思います。市長は教育のプロであり、先生方を教育、指導する立場でいらっしゃる、さらに、現在は市政のトップであり、市民に寄り添うべき市長であること、そして、何より今回の件は人権、差別に関する問題であり、みやま市民のみならず、全国で不快に思い、傷つかれた方がいること、その責任をいま一度考えていただきたいと思います。

以上、私自身、今回の市長が配付された文書の内容、論考に賛同することはできないことから、賛成の立場として討論させていただきました。

終わります。

○議長（瀬口 健君）

12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

私は反対の立場で討論させていただきます。

9月12日の一般質問にて、市長が幹部職員研修で配付した資料について議員から差別と偏見に基づく表現だとの追及を受け、そう捉えられるのは非常に残念だと釈明されました。新聞社の取材に対しては、道徳教育の大切さを訴えるつもりだったが、思慮が足りず反省していると話されて、翌日の記者会見では、差別的な意図はなかったが、認識不足で不適切だったと反省している、道徳教育の重要性を訴えたかった、今後はあらゆる人権問題の解決と基本的人権の確立に向けて取り組むと述べ、陳謝されておりました。

今回、差別、人権という言葉が出てきました。差別とは、ある基準に基づいて差をつけて区別すること、扱いに違いをつけること、また、その違い。そして、偏見とは、偏った見解や先入観などをもとに特定の人々に対して不利益、不平等な扱いをすること、また、その扱い。そして、人権とは、人が生まれながらに持っている人間としての権利で、かけがえのない個人として尊重され、平等に扱われ、みずからの意思に従って自由に生きるために必要不可欠な権利であると記されております。

日本の憲法は人権の保障を非常に重視しており、基本的人権の根幹である平等権は全ての人が平等な存在であり、平等に扱われることを保障するもので、憲法の定める個人の尊重や法のもとの平等に深くかかわっています。しかし、偏見による差別は繰り返し発生してきました。今日でもさまざまな局面で平等権が保障されているとはいいがたい状況が続いています。

こうした問題に対処するため教育や啓発活動を行っていくことが求められているさなかに、このような誤解を招いても仕方のないような資料を配付し研修されたことは、まことに不適切で遺憾であります。がしかし、市長みずからこのたびの配慮のなさや不認識さを顧み、悔い改めようとされております。また、今後はあらゆる人権問題の解決と基本的人権の確立に向けて取り組むとも決意されております。私は辞職勧告どおりに辞職して責任をとるという方法もあるかとは思いますが、本当に責任をとるというのであれば、市長職を続け、自分の瑕疵のため、また、自分の配慮のなさで不快な思いを与えてしまった方々や傷つけてしまっ

た方々の思いを払拭されるよう努力されることも謝罪の一つだと考えております。松嶋市長には、差別や偏見のないみやま市で、障がいのある人もない人も全ての人が地域社会における共生の実現に向け、万全を期していただくことを強く強く望んでおります。

以上、市長辞職勧告の反対討論といたします。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（瀬口 健君）

何遍も申し上げます。静かに願います。

これで討論を終わります。

これから松嶋市長に対する辞職勧告決議の動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬口 健君）

起立少数でございます。よって、松嶋市長に対する辞職勧告の動議は否決をされました。

（傍聴席で拍手する者あり）

静かに願います。（「ちょっと議長、議長がこういった議会の……」と呼ぶ者あり）

松嶋市長の入場を求めます。

再度申し上げますが、傍聴席の方は静かにお願いをいたします。

〔松嶋盛人市長入場〕

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長、辞職勧告の動議は否決をされましたことを伝えておきます。

日程に先立ちまして、松嶋市長から発言の申し出がっております。松嶋市長の発言を許します。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

先ほどの辞職勧告決議案、本当に私は重く受けとめております。7名の議員様が辞職勧告ということで、本当に重く重く受けとめております。また、先ほどの質疑、討論、全部拝聴いたしました。本当に本当に申しわけございませんでした。

私が市職員研修会におきまして配付しました資料、人道上の配慮に欠けておりました。本当に市民の皆様並びにもちろんここにおられる議員の皆様方、そして、全国で心が痛み傷ついた方々に対しまして深く深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

これより人権擁護の推進を図るべき立場の市長であることを重々自覚し、二度とこのようなことがないように、あらゆる人権問題の解消と、そして、基本的人権の確立に向けてしっかりと取り組むように頑張らせていただきたいと思います。

また、先ほど御指摘いただきました公職選挙法に抵触するおそれがあるという校長先生方へ私が配付いたしました道德等に関する本、これもあわせて市民の皆様の信頼を大きく損ねるものと深く受けとめております。これも同じくお詫びを申し上げます。申しわけございませんでした。これからこの思いをしっかりと認識し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

また、私の処遇につきましては、一つのけじめとして市長給与の減額を議会へ御相談させていただきたいと考えております。

本当に申しわけございませんでした。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（瀬口 健君）

傍聴席は静かにお願いします。

これより日程に入っていきますが、皆さん方の御意見をお伺いしたいと思います。休憩に入るかどうかということでございます。議運の委員長どうぞでございますか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

これで休憩に落としますが、午後は13時半から行います。

以上、暫時休憩です。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（瀬口 健君）

それでは、休憩を閉じまして午後の会議を再開いたします。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

ちょっと報告だけさせてもろうてよろしいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

なお、議案第50号でございますが、追加議案として提出をされておりますことは皆さん御承知のとおりだと思いますが、確認のため報告をいたしておきます。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

議長、朝から私ごときで、議会、あるいは執行部の皆さんにも大変貴重な時間を費やして

いただいての市長辞職勧告決議案ということで御協議いただいたところでございますが、議長に1つちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

午後の会議、13時30分からということで再開いただいております。午前中の会議にいたしましても、議会は今月10日からですか、きょうで最終日を迎えておりますが、無難に難なく公正公平な議会運営が議長そのものにできているのかどうなのか、これを1つちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三議員からの私への御質問だと思いますが、公平公正にといいますと、私は公平公正に行っております。

以上でございます。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

せんだってからも非常に目について、宮本議員に大変失礼な言葉になるかと思いますが、大変かわいそうだなと言え、この言葉がかわいそうになるかと思いますが、まさにきょう、市長に対する辞職勧告というようなことでの決議案の提案をさせていただいておりますが、先ほど来、反対の立場でのお話を村上議員のほうからやられました。せんだってでもそうだったかと思いますが、やはり身体上の部分を案じていただいているのか、村上議員には御配慮いただいて、着座のままでの質問で結構だと。宮本議員におかれては起立のままでの質問というようなことで、まさにこのことは差別に当たらないかというふうに思うわけでございます。いかがですか。（傍聴席で発言する者あり）黙るときなさい。

○議長（瀬口 健君）

そしたら、宮本議員さんにお尋ねしますが、私がとった行動がいかがなもんやったかということでございますので、私の判断としましては、今まで宮本議員さん等とも議員としてつき合いが長うありますけれども、身体的には御存じのとおりでございますが、起立しておられましても一向に差し支えないのが今までの通常の状態といたしますか、そういうふうなことで生活をされていると認識をしております。村上議員さんにつきましては、立っておると杖が必要だというふうな認識をしておりますので、つついそういうふうなことを申し上げたと思っております。

宮本議員さんにおかれましては、私のとった行動が不公平だと御認識か、逆にお尋ねをし

たいと思いますが、いかがでございますかね。

14番宮本五市君。

○14番（宮本五市君）

個人差はあろうち思います。私どもは正直言うて身障者です。身障者ですけど、健常者と一緒になるように努力して頑張っって今になっておるわけですよ。健常者も頑張らんとでけんち。甘えちゃでけんわけですよ。そういう気持ちで私はやっておりますので。

○議長（瀬口 健君）

ですから、今、牛嶋議員さんが宮本議員さんと村上議員さんに私が差別をしているんじゃないかなと、そういうふうなことをおっしゃいましたので、私は今申し上げたとおりでございますが、宮本議員さんにおかれましては、健常者と同じくというような今までの生活様式を見てきておりますので、一向に構わんだらうという認識でございましたけれども、村上議員さんにおかれましては立っておるときは杖が必要だと、そういうふうな認識で取り扱わせていただいたところでございますが、その件について宮本五市議員さんは私が差別をしているという認識であるのかどうかというのを伺いされておると思います。

14番宮本五市君。

○14番（宮本五市君）

私に直接やろうばってん、差別とかなんとかやなし、私は普通どおりしていくのが当然ち思うとります。そいけん、村上君は村上君の考えのあろうち思います。そいけん、自分で立ってでんさるっちいうない、それはしていただいてよかろうと思います。座ってがいいですというなら座ってでもよかろうち思いますけんですな、差別的という切りなかわけですよ。何でん正直言っって誰でん差別とかあるわけです。そんなくらい慎重に誰でん考えて行動ば起こさんとでけんち。しゃべるとも大事ということですよ。私はそう思っておりますけんが。

○議長（瀬口 健君）

今の宮本議員さんの答弁でございますが、私も差別というような立場でしたつもりは全くございません。これが差別に当たるならば、今後、皆さんの御意見を拝聴しながら自省をしていきたいと思っております。御容赦お願いいたします。

では、日程どおりに進ませていただきます。

日程第1 認定第1号

○議長（瀬口 健君）

日程第1．認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

改めましてこんにちは。認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月19日に甲斐田上下水道課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催し、提出された決算書と資料に基づき、執行状況などの説明を受け、入念に審査を行いました。

当年度の業務実績としましては、給水戸数が1万1,566戸、給水人口が3万560人で、行政区内人口に対する普及率は81.55%となっております。

また、年間配水量については303万24立方メートルで、有収水量においては251万2,190立方メートルとなっております。

財政面において、まず、収益的収支については、消費税及び地方消費税抜きで給水収益467,260千円や他会計補助金32,080千円などで、収益総額は524,870千円となっております。これに対し、原水及び浄水費などの費用総額は469,260千円となっており、経常利益は56,360千円で特別損失の750千円を差し引いた当年度純利益は55,610千円です。

次に、資本的収支については、消費税及び地方消費税込みで企業債や出資金などの収入総額は117,530千円であるのに対し、建設改良費や企業債償還金などの支出総額は336,490千円となっております。収支差し引き218,950千円の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金により補填されております。

また、平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分について、前年度繰越利益剰余金はありませんが、前年度に積み立てた減債積立金などを取り崩し、未処分利益剰余金変動額39,140千円が発生し、当年度未処分利益剰余金は全体として94,750千円となります。減債積立金に55,610千円、企業債償還のため取り崩して発生した分と補助金の消費税相当額を振り替えた分を合わせた39,140千円を資本金への組み入れに予定しております。減債積立金につきましては、次年度以降の企業債償還金の補填財源に充てるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

認定第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成30年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第2 議案第42号

○議長（瀬口 健君）

続いて、日程第2. 議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。それでは、総務常任委員会委員長報告をいたします。

議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、

総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日、西山総務部長、椛嶋総務課長及び関係課長補佐の出席を求め、委員会室において、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、臨時・非常勤職員に関する給与その他の給付に関し必要な事項を定めるため、条例を新たに制定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今回、会計年度任用職員制度を改めて導入されるということで、審議を行われたということとあります。これは今回、4月から根幹をなす会計年度任用職員の皆さんの条例ということとありますが、この条例の分でいけば、審議内容についてお伺いしますけれども、この条例の根幹をなす分について労働基準法に反するような条例になっていないのか、そういったところを踏まえて審査をされたのか。

それとあと、近隣を含めて、この条例の分でいけば2級までしかなくなってというようなことで、前回の説明でいけば、特殊というか、ここにも書いてありますけれども、困難な業務を行うという方が2級ということであれば、これについて3級制度というのも必要ではないかというような審議がされたのか。

それとあと1点、次の質問でちょっと考えますので、その2点についてお伺いします。

○議長（瀬口 健君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

ただいまの上津原議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の労働基準法に抵触する部分はないのかということですが、委員会の中ではそういった議論はしておりません。

2点目の1級、2級は今回提示されておりますけど、3級はということとありますが、2級の困難な業務については意見は出ましたけど、3級については委員会の中では出ておりま

せん。

以上、報告いたします。

○議長（瀬口 健君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

あと1点質問なんですが、この会計年度任用職員のいわゆる更新について、これは会計年度でありますので、基本的には1年契約ということでありましてけれども、この方たちの更新についてはそういった質疑等はされたのか、お伺いしたいというふうに思いますが。

○議長（瀬口 健君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

ただいまの上津原議員の質問にお答えいたします。

会計年度、単年度が基本なんですけど、更新についてということでお尋ねがございました。更新についても委員会の中では御意見は出ませんでした。

以上、御報告いたします。

○議長（瀬口 健君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

私自身がちょっと課題というふうな分でありましたけれども、やっぱりそういった分を含めて、ぜひとも審議をしていただいたほうがよかったのかなというふうに思います。しかし、この分については来年4月から施行されるという分でありまして、今後の課題ということで、その詳細についてはまだまだ積み残しの分があるというふうに思いますので、執行部のほうもそういった分を含めて、今後、十分な検討をしていただき、今回についてはこの条例の審議ということでありまして、その分については要望ということで終わらせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

現在、みやま市は職員380人程度、再任用が30人ぐらいだったと思いますけど、任用職員

が約180人程度、職員の50%ぐらいおられると聞いておりますが、それは間違いないか、ちょっとお願いいたします。そういうのをわからんならいいけど、わかる。

○議長（瀬口 健君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

今回の対象職員ということでいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

今回の対象職員は、臨時職員が27名、一般職の非常勤職員が173名の約200名が対象となっております。

以上、報告いたします。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

将来的には約200人近くおられますが、民間に委託する方向でいく可能性もあるのか、その辺も議論してあるのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

ただいまの中島議員の質問にお答えいたします。

委員会の中では、将来、民間に委託するかどうかという御意見は出ておりません。

以上、報告いたします。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第42号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第42号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第42号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第43号

○議長（瀬口 健君）

続きまして、日程第3．議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日、築地原市民部長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、住民基本台帳において旧姓を表記する手続を行われた方について、印鑑証明書様式の指名欄に括弧書きで旧姓を表記するよう改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第43号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第43号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第44号

○議長（瀬口 健君）

日程第4．議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月18日に松尾保健福祉部長、木村福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を改正するものです。

本条例改正につきましては、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予の明確化及び償還免除の対象範囲の拡大や免除等に関して、市町村に資産、収入を調査する権限を付与することなどです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第44号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 みやま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第45号

○議長（瀬口 健君）

日程第5．議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月19日に富重建設都市部長、甲斐田上下水道課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、戸別浄化槽使用料について一定条件のもと使用料を減額し、また、希望者に対し浄化槽の譲渡を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、建物用途が一般住宅かつ浄化槽用途が一般家庭用の6人槽以上の浄化槽において、使用者が75歳以上の1名、または2名での使用の場合、使用料月額を現行料金から500円減ずるものです。

また、市町村設置型浄化槽及び寄附採納により市が維持管理を行っている浄化槽が設置使用後10年経過後の浄化槽において、翌年度以降に譲渡ができるように改正するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第45号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第45号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第6 議案第46号

○議長（瀬口 健君）

日程第6. 議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日、北嶋消防長、境消防本部予防課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

改正の内容は、危険物施設の貯蔵所の設置許可申請に係る審査等手数料について、政令に基づきその額の一部を改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第46号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第46号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第7 議案第47号

○議長（瀬口 健君）

日程第7. 議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日、北嶋消防長、宮本消防本部総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容は、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第47号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、議案第47号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第8 議案第48号

○議長（瀬口 健君）

日程第8．議案第48号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

予算書の歳出、12ページですけど、一般管理費ということで行政事務費、弁護士費用補助金が351千円というふうに書かれています。説明資料を見ても、職員等というだけで何も記載されていないんですけど、具体的に何に使われる弁護士費用か、この辺の具体的な部分を教えてください。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

この案件につきましては、平成26年第3回定例会におきまして、議長の議事整理権により一般質問を許可しなかったことについて、当時の議員さんが当然行使できる権利を不当に侵害されたものであるとし、議長個人に対して民法第709条の不法行為により訴訟を起こしたものでございます。

結果につきましては、第1審が請求の棄却ということで、この分は個人の訴えの裁判は終了したのでございますが、公務員を訴える場合は国家賠償法の適用という中での市を被告にした裁判に訴訟を訴えられまして、その裁判の第1審が請求を棄却する、第2審も控訴を棄却する、第3審も棄却すると。そういった中で、個人に訴えられた裁判につきまして、これが公務中で行われ、今申し上げましたように、仮に国家賠償法の適用で裁判になった場合、勝訴した場合は個人で訴えられた弁護士費用等につきましては市のほうが補助を出すという規定がございますので、それに照らし合わせて、今回、予算化をお願いしたところでございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

15ページ、民生費、2目。児童措置費で臨時職員賃金の644千円ということであっていますけれども、これの臨時職員の採用期間と人数はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

教育・保育の無償化に伴いまして、臨時職員の配置を予定しているものでございます。

臨時職員の期間と内容についてでございますが、子ども子育て課長より答弁いたします。

○議長（瀬口 健君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

上津原議員さんの御質問にお答えいたします。

臨時職員さんの採用については、期間は半年間で予定しております。人数は1人で、週4日というところをお願いをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質問……（「ほかのところで」と呼ぶ者あり）9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

ほかのところでちょっとお伺いします。

今回、教育費の公民館費について、AEDの購入で3,018千円というようなことが提案されておりますけれども、1点、地区公民館などへということでありまして、これで大まか大体地区公民館への設置は終わるのか。

それとあと、これの設置された後について、これは教育費ということでありまして、これの講習会等の計画を含めてあれば、よければ一緒にお願いしたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

今回お願いしておりますのは、各校区の地区公民館ということで9カ所を予定しているところでございます。

今後、ここに設置した場合の研修ということでございますけれども、各学校のほうには現在ついているところございまして、学校の教職員等についても3年に1度、必ず講習をするようにしております。また、各地域におきましても、こういった設置をしておりますので、そういった設置の周知を含めまして、ぜひそういうところでも講習会をしていただくように推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

AEDの講習等を含めていけば、この設置は教育費ということでありまして、こう

いった扱いについては消防でも研修等を含めてあるというふうに思いますが、これについて消防署との関連を含めて、消防のほうとの連携についてどうなのかというのを伺いたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

今やっている教職員の研修会、これも消防署等に依頼をしまして協力をいただきましてやっております。また、いろんな地域、地元でも個々にやってある分がありますけれども、そういったところも消防署のほうに御協力いただいてやっておりますので、今回、こういった設置をしたならば、そういった御協力をいただきながら推進をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第48号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬口 健君）

起立多数です。よって、議案第48号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、

原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号

○議長（瀬口 健君）

日程第9. 議案第49号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第49号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬口 健君）

起立多数でございます。よって、議案第49号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第2号

○議長（瀬口 健君）

日程第10. 請願第2号 西暦と元号の併記に関する請願を議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第2号 西暦と元号の併記に関する請願について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日、西山総務部長、椛嶋総務課長及び関係係長の同席のもと、委員会室において、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は公文書の発行について、外国から来た人にもわかりやすい表記となるように、西暦と元号を併記して表記することを、市が発行する文書についてはみやま市へ要望し、国、県に関しては関係機関へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものであると決定いたしました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第2号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号 西暦と元号の併記に関する請願は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第11 請願第3号

○議長（瀬口 健君）

日程第11. 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥蘭文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥蘭由美子君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に係る請願について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月18日に野田教育部長、藤吉学校教育課長及び関係係長の出席のもと委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、政府の予算において、子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること、教職員の長時間労働是正のため、働き方改革を推進すること及び教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを実現するため、国の関係機関に対し、意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第3号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、委員長報告のとおり採択されました。

日程第12 陳情第7号

○議長（瀬口 健君）

日程第12. 陳情第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

陳情第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員会室において、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

この陳情の趣旨といたしましては、令和元年5月1日に新天皇陛下が即位され、同年10月22日に即位礼正殿の儀が挙行されることをお祝いし、賀詞決議を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（瀬口 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

陳情第7号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

陳情第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、陳情第7号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択されました。

資料を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

お諮りいたします。発議第2号 公文書に「西暦と元号」を併記する要望書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題といたしたいと思いますが、これは市へ提出する要望書の内容でございます。直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号 公文書に「西暦と元号」を併記する要望書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 発議第2号

○議長（瀬口 健君）

追加日程第2. 発議第2号 公文書に「西暦と元号」を併記する要望書を議題とします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（瀬口 健君）

提出議員の説明を求めます。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第2号 公文書に「西暦と元号」を併記する要望書について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意に基づき、みやま市に対し要望書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読により説明をいただいたとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

発議第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりません。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

お諮りいたします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号 公文書に「西暦と元号」を併記する要望書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第3号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題としたいと思っております。これは県へ提出する意見書の内容でございます。直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 発議第3号

○議長（瀬口 健君）

追加日程第3. 発議第3号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書を議題といたします。

事務局長より朗読いたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（瀬口 健君）

提出議員の説明を求めます。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第3号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、福岡県の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により説明をいただいたとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発議第3号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

お諮りいたします。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議第4号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題としたいと思えます。これは国へ提出する意見書の内容です。直ちに議題としたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 発議第4号

○議長（瀬口 健君）

追加日程第4．発議第4号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書を議題とします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（瀬口 健君）

提出議員の説明を求めます。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第4号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により説明をいただいたとおりでございます。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

発議第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号 公文書に「西暦と元号」を併記する意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 発議第5号

○議長（瀬口 健君）

追加日程第5. 発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（瀬口 健君）

提出議員の説明を求めます。4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）（登壇）

発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提案理由の説明を申し上げます。

当委員会は、9月18日に委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、先ほど採択された請願第3号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものです。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。
皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

発議第5号の討論については、ただいまのところ通告があっておりません。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りします。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第6号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議を日程に追加

し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 発議第6号

○議長（瀬口 健君）

追加日程第6．発議第6号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議を議題とします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（瀬口 健君）

提出議員の説明を求めます。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第6号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された陳情第7号の願意に基づき、天皇陛下の御即位を市民とともに祝す決議を求めるものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により説明をいただいたとおりでございます。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発議第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7 発議第7号

○議長（瀬口 健君）

追加日程第7. 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（瀬口 健君）

提出議員の説明を求めます。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効を迎えることから、過疎地域に対して引き続き総合的な支援を充実強化させるために、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。
皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発議第7号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号

○議長（瀬口 健君）

日程第13. 議案第50号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

改めまして皆様こんにちは。それでは、議案第50号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第5号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,754,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,562,909千円といたしております。

予算書4ページからでございます。

第2表 継続費は、総合市民センター建設事業について、令和元年度から令和3年度までの継続費として、事業費の総額を4,969,668千円とし、各年度の年割額は令和元年度を1,754,720千円、令和2年度を851,213千円、令和3年度を2,363,735千円と定めるものでございます。

続きまして、5ページ、第3表 地方債補正は、過疎対策事業債の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算書8ページからでございます。

19款. 繰越金は、一般財源の額を調整し、計上いたしております。

また9ページ、21款. 市債は、総合市民センター建設事業債1,754,700千円を追加いたしております。

続いて、歳出予算につきまして御説明いたします。

予算書10ページでございます。

2款. 総務費、1項14目. 総合市民センター事業費は、総合市民センター建設費1,754,720千円を追加いたしております。

13節. 委託料は、工事費の一部削減と今後の維持管理等の経費削減を図るために、浴場を廃止し、新たに健康増進機能を確保するため、キッズボックスや介護予防ダンスなど、子供から高齢者までが多用途に活用できるマルチルームを整備するなどの設計変更業務委託料19,800千円と工事の監理委託料46,860千円を追加いたしております。

15節. 工事請負費は、建築本体工事費1,177,880千円、電気設備工事費263,780千円、機械設備工事費246,400千円と、それぞれの前払い金を計上いたしております。

なお、末尾に資料といたしまして継続費の資料、設計変更案の図面及び建設スケジュールを添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（瀬口 健君）

これより質疑を行います。質疑はございませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

まず、2点ほどお尋ねしたいと思います。

今までの説明ありました総合市民センターの建設ですけど、私が最初聞いたのは総事業費が45億円というふうに聞いておりました。一部土地を購入したり、いろんな事業で解体したりというのが別項目だということで聞いておりますが、具体的に過疎債が間に合わない、もしくは適用できない時期に来ているということで今回も説明があったりして、この提案になっているわけですけど、過疎債を使わない場合は幾ら市が負担するのか、そういう比較資料が全くないんですね。追加資料で総工費が51億円というのをいただきましたので、ここから換算すると、これの約3割を市が負担するという概要からすると十七、八億円、それを使わなければ20億円程度が多くかかるというふうな自分なりの計算をしているんですけど、その辺の過疎債を使わなかったとき幾ら自主財源が要るのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

それとあわせて、2点目が市長のほうから住民に対する説明をどういうふうにされて、この議案提出になったのか、もしくは今後どういうふうな説明をしていって、この規模の、正直トータルで51億円ぐらいの提案をされていますけど、どうやって住民の了解をとっていくのか、意見を集約していくのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

お答えいたします。

総事業費の9割以上は今のところ過疎債を予定しているというふうなところでございまして、仮に過疎債を使わないとしたら、ほかの有利な地方債を何とか探して事業を行っていくということで仮定をしますと、今思い浮かぶのが地域活性化事業債というのを活用するという方法が考えられるかなというふうに思います。地域活性化事業債は充当率が90%で、交付税の算入率が30%ですので、結果的に交付税として返ってくる分は27%ということになります。

先ほど追加で資料をお配りしておりました数字で申し上げますと、総合市民センターで現在5,130,000千円ほど過疎債を活用するというふうなことで資料をお示ししていると思いますが、それを仮に地域活性化事業債、地活債と言っていますけれども、それを活用するとすれば1,390,000千円ほどが交付税で返ってきて、一般財源を充てる部分としては3,740,000千円になるかなというふうに思います。ですので、過疎債を使ったときとの差としては22億円ぐらい一般財源がプラスとなるという計算になるかというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（瀬口 健君）

いいですか。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

壇議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

5月の市報で、設計等で市民の皆様にはお知らせをいたしておりました。今回、このような形で提出ということになったわけでございますけれども、この基本計画がございまして、これが平成29年3月30日で提出されておまして、これをもとに今まで基本設計等も含めて計画をされてきたわけでございます。昨年10月の終わりに私が当選させていただきまして、それよりこの45億円におさめるようにということで議員の皆様方からたくさん御意見をいただきながら、設計変更等ができないのかとか、いろんな部分を削って45億円以内に抑えることはできないのかということで試行錯誤してまいりました。3月に上程できなかった分につきましても、やはり45億円以内におさめることができなかったというのが現状でございます。それから後もさらに、6月議会にはちょっと設計変更等も含めまして無理ということで、9月議会には提出できるようにということで再三設計会社等とも交渉しながら進めてきたわけでございます。

その間、市民の皆様方にお知らせするという部分につきましては、壇議員がおっしゃるように、非常に正確な数字というのも、どこを削るとか具体的な部分が出てくるのが7月上旬ぐらいだったと思います。それからまた精査をしながら、どのような形でお知らせするかというのが8月号等にも間に合いませんでした。ですから、皆様方にお示しした部分の予算案につきましても8月の終わりぐらいになったと思います。その間、設計会社とも五、六度ぐらい面接、面談を行って設計変更等も行うことにしたんですが、その中で、先ほど木村課長が申し上げましたように、設計段階における減額等の工夫も幾つもおしていただいております。

す。その代表的な部分がお風呂をフィットネスルームというような形に変える、それから、観覧席の縮小、640席を480席に減らす、舞台機構の使用の縮小、そして、つりものバトン等や音響反射板等の稼働方法の変更、取り外しとか、それから、どんちょうの取りやめ、屋根の軽量化による下部構造体の軽減等によって346,000千円ほど減額するに至ったわけでございますけれども、どうしても45億円におさめることができなかつたというのが現状でございます。

ですから、市民の皆様方に対して説明については、実を言いますと、壇議員おっしゃるように本当におくれておりますけれども、この後、また市報等、場合によっては説明等の機会も持ちながら順次進めていきたいと思っております。

あと、過疎債というのが一番充当率がいいということで、福岡県のほうに3月に過疎債の要請を以前からしておいたわけでございますが、それがやはり設計変更によって非常に厳しいということで、9月ごろでないと無理だろうということで今月いっぱいまで待っていただいているという状況でございます。

以上でございますが、また何かありましたらお願いします。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

過疎債がなければ、ざっくり22億円が市の負担がふえるということで理解したところですけど、また、先日いただいた資料で、今度、管理費のほうで工事費の約3%を考えとってくれということで、管理費が年間123,000千円ですというふうな資料をいただいています。わかりますよね。浴場、お風呂をなくすとランニングコスト13,000千円が減りますよという試算の数字をいただいていますけど、123,000千円というのは、この費用から13,000千円引いた金額なのか、ここから引けるのか、そこももう一個お願いします。

○議長（瀬口 健君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

維持管理費の123,000千円というのが今のままの全体の維持管理費ということで、それ

から風呂をなくした場合はランニングコスト年間約13,000千円を引けるということです。123,000千円には含まれています。（「110,000千円でいいと」と呼ぶ者あり）そういうことになります。

○議長（瀬口 健君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

一応管理費が110,000千円、過疎債を使わなければ5,130,000千円のうち37億円が市単独で費用が要するという結論でよろしいわけですね。どう転ぶか、私もこれを頭に入れて今一生懸命見ているところですけど、いずれにしても、私は45億円から一円でも出ないようにということで、この間から経過2年、3年で労務費、資材費が高騰していると。多分ここからまた51億円から上がってくるというふうな予定を私は考えています。だから、減らせるところがどこかあるのか、何かそういう考えが資料以外にあれば一言言ってください。それがなければ、もう終わって結構です。

○議長（瀬口 健君）

宮寄副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

お答えいたします。

現時点におきまして、先日も御説明させていただきましたが、なかなかイニシャルコストのほうで落とすのは難しいということで、管理費のほうで落とす策という形で御提案をさせていただいたところでございます。

現時点におきましては、こういう形で一番ランニングコストを落とせる分が浴場の部分じゃなかろうか、光熱水費とかいろいろ機械設備等の整備費用じゃなかろうかと思っておりますので、そういう形で御提案をさせていただきました。こちらのほうが従来の基本計画とかなり方検討委員会のほうで、健康増進部門ということでお年寄りから皆さんお使いいただけるようにということで計画されていたものでございます。また、そういうことでマルチルームという形で、お年寄りから高校生、中学生、いろんな形でスポーツ、健康体操等に使えるような部屋にということで、今、かわりの案を示させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

ほかにございませんか。8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

じゃ、質問します。

今回の補正の中で、スケジュールが出ておりました。それを見ますと設計見直しが3カ月予定されてあるようですが、この設計見直しというのは全体の見直しなのか、今回の本体部分の見直しなのか。今までも私も言いましたが、先ほどもありましたように、少しでも工事費、必要な分は必要で結構ですが、なるべくなら変えられる分をということで私どもも再三申しとったと思います。この分について、この3カ月の設計の見直しという分はどの部分をあらわしているのか。

もう一つ、あと1点でございます。その後、入札ということで、令和2年3月に契約議案上程ということで再三申されているのが、この過疎債分の対象が今年度ということで申されてありました。しかし、近年の状況を見ますと、なかなかこういった大型建設事業に対しては応札が不成立というもんがございます。最近はそれがかなり緩和されて順調にいくような感じですが、これはぎりぎりの工程だというふうに私は思っておるんですが、としますとき、この設計見直しが今年度分ということであれば短縮して早期発注をされたらどうかという分で、さっきあった過疎債のメリット、市民に負担をかけない方法は今回の過疎債がメリットがあるというふうには理解しましたので、今、私が申しますこの2点について教えてください。

○議長（瀬口 健君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

まず、設計変更の3カ月の期間ですけれども、今回、補正予算の資料に設計の変更案をつけさせていただいているかと思えます。浴場をマルチルームに変更する部分と浴場用の休憩室のほうをボランティアルームの拡大にする、広くする、この変更分についての3カ月の設計期間となります。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

2点目の過疎債と入札との関係でございますけれども、今年度、過疎債の借り入れ、内諾を1次はいただいておりますけれども、例えば、今入札が不調に終わっているところもございしますが、このスケジュールでは年度内に入札を行えば、その事実があれば過疎債の借り入れはできるものと思っております。その結果、不調になった場合は、それはその理由で繰り越しの許可をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

それでは、わかりました。これで過疎債の対象がなくなるということになれば繰り上げ償還が出て、大きな損失になるというふうに思ったものですから質問をしたところでございます。

それと、今おっしゃった設計見直しが基本的な部分はできているんですよ。一部変更にやっぱり3カ月もかかるんですかね。部分的なレイアウトは示されてありますので、その詳細を練るだけだろうというふうに思うんですよ。とするならば、基本的な本体の構造の強度計算とかあれば期間がかかるとは思いますが、これは内部の変更で終わるような今おたくの案を見せていただきました。そうした場合はなるべくならここを短縮して、早く開館期間をですね、もう相当待ってあるんですよ。そういった分をすれば、この部分については短縮を精力的にやっていただく方法と、今言う入札が今は問題ないというふうに思いますが、わかりません。そういった分をすれば一刻も早くされたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、どう考えられるか、教えてください。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

おっしゃるとおりだと思います。実際、設計会社と協議をする際には、設計会社が提示したのは期間的には3カ月ちょっとかかるみたいな言い方をしてまいりました。ところが、先ほど申しましたように、今年度の過疎債を利用するには3月まで、年度内までに入札は行わなくてはならないと。そこで、年度内に入札を行い、うまくいけば3月議会で契約の議案の

上程をお願いして御承認をいただくというスケジュールを出しまして逆算いたしまして、そして、どこまで設計の見直しが短縮できるのかということで設計会社と協議をいたしました結果がここでお示ししているスケジュール案という形になっておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

8 番前原武美君。

○8 番（前原武美君）

最後でございます。わかりますが、やはり設計会社には精力的にやっていただいて、先ほども言いますように、もう相当待って、後ろも来ております。これに間に合わなかったら、さっきあったように二十何億円が市民の負担になりますので、そういった部分であれば設計会社もよく理解していただいて早急に事を進めていただきたいと思います。もう4年待つてあるわけですね。それを十分理解して、精力的にやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（瀬口 健君）

ほかにございませんか。6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

まず最初に、これは本当に賛成、いい施設、私はあり方検討委員会において、ずっと最初からこれ、私の地域ではこんな大きな施設があるかと、必要ないんじゃないかというような議論も多分にあったんです。あり方検討委員会に入りまして、いろいろ私も財政の問題とかなんか言って、基本計画ですかね、そういうところまで持ってきたわけです。

そういうことを前提にお尋ねしますが、今後の歳入、いわゆる普通交付税ですね、税収を含めて、今、普通交付税が私が聞いておるところによると1人平均60千円程度ということを知っています。1人平均ですね。だけど、みやま市は特徴のあるところで、少子化で子供は少ないけど、高齢者が多い。そういうところは交付税はもっと多いはずなんですよ。みやま市を長期展望した場合に非常に交付税の額も減ってくるんじゃないか。当然、私の知識では、がばっと傾斜する場合は補正がかかろうと思いますけど、そこら辺で財政的な問題が今後本当に大丈夫か。それと、これは事務当局が答えていただいて、市長にもこの分ですね、財政は絶対大丈夫だと、その点をお尋ねします。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

今回の提案に際しまして財政課のほうとしても、今後の財政見通しといたしますか、そういった部分は検討した経過がございます。人口もずっと減っていく、先ほどおっしゃったように、地方交付税も大体平均すると65千円ぐらいになるかというふうに思っておりますが、人口が減っていけば当然、交付税も減っていくというふうな状況は以前にもお話をしたとおりでございますし、今回のような大型のプロジェクトもここ数年、これだけじゃなくて、ほかの部分もありますので、そういった部分も過疎債なんかを活用しながら事業を進めてきておりますので、そういった償還も今後始まっていくということで、財政的にはやはり厳しい状態にはなっていくというふうな見通しは立てているところです。

ただ、今後10年間の財政見通しを立てる中では実質収支は黒字を維持できるというふうな試算が結果として出ておりますので、絶対大丈夫だということとはなかなかここで私は申し上げられないんですけども、そういった見通しの中では何とかやっつけられるんじゃないかというふうに思っております。

財政的には楽ではないですが、一方で、市民サービスの低下も招いてはなりませんので、行革なり総合戦略での人口減少に歯どめをかける取り組みとか、そういった部分をあわせてやりながら健全な財政運営をしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員の質問にお答えいたします。

私も今、木村課長が申し上げましたように、何度も大丈夫かということで話をしました。ことし財務省の福岡財務支局からの監査報告がありまして、平成30年度までは福岡県では29市あるうちで上から4番目ぐらいに財政的にはよいと。でも、今おっしゃったように、これから償還が始まるわけですね。財政課のほうから聞いてみて、来年から桜舞館小学校等の——つくってから3年後から償還が始まる。12年間のうち3年据え置きの際りの9年間で9回に分けて払うということになります。ですから、もし総合市民センターを可決いただい

て、このまま建築できるとしたときに、建築が終わってから支払いが始まるのが令和5年からでございます。そして、令和7年から7年間ぐらい、令和7年から令和13年ぐらいが償還の時期は重なりますが、例えば、50億円過疎債を借りたとして市の持ち出し金額というのは30%ということになります、その30%が9年間にわたっていきますので、この償還が終わるころが市の基金は合併当初より十数億円ぐらい下回りますが、国の先ほどの話でいいますと、まだ県下では十三、四番目ぐらいの財政の状況でちょうど中間ぐらいに位置するということでございますから、財政課のほうと調べながら……（発言する者あり）その後ですね、今後のことですね。（「今のは現状でしょうが」と呼ぶ者あり）現状ですが。私は大丈夫であろうということ判断をいたしました。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

松嶋市長も副市長、あるいは総務部長からレクを受けて、そこら辺を大分勉強されてお答えになっておるけど、例えば、一番いいのは、経常収支は前市長は1番、1番と言いつたけど、これも大分下がってきよるんですよ。将来的に考えて、私は非常に財政は厳しいと。特に、人口減に伴う普通交付税の減ですね、算定がえもありますから、その分もありますし、市長が自信を持っているということについて私は不安を感じるということをはきちと云ってきます。

それと、2点あるんですけど、過疎法ですね、今、議論の中で過疎法がなくなったら、なくなったらということでも私も非常に心配しております。だから、今度請願を出すわけですね。だけど、これはどなたでも結構ですが、過疎法が何回延長になっておるか。法律が名称は変わったとしても何回延長になっておるか。まず、私はこれが切れることはないと思っております、今までの経緯から。税金の場合は課税免除とか、そういうのがずっと延長になっております。だから、何回延長になっておるか、参考のために教えてください。

それとあと1点、今度は大型建設、あるいは学校校舎を建てるのに過疎債があるのかどうかを私は知らんで言いよりもですけど、大型は何もされんじゃないとですか。そういうのが何年も続くような状況になる可能性がありますよね。そこら辺の所見はどうなりますか。

2点お願いします。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

過疎対策の法律関係についてお答えしたいと思いますが、過疎法は昭和45年から法ができて、法律としては4回できております。最後の法律が4回延長されて、今度の令和3年3月で終わるといふような状況になっております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど自信を持って財政は大丈夫だというふうに私は言ったつもりはございませんけれども、大丈夫であろうということで申し上げたわけでございます。県内では真ん中よりも上の状況であるというのが私が……（「それは現状やろう」と呼ぶ者あり）現状というか、これからですけど。（「今後を聞いたとですよ」と呼ぶ者あり）

それで、大型建設事業につきましては、できないと思っております。幾つもできないと思っております。ただ、やっぱりこれから修理等も出てきます。そういうのも含めて、しっかり当局で考えながら、財政的にしっかりなるように努力してまいります。

○議長（瀬口 健君）

宮寄副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど木村財政課長のほうからありましたけど、財政収支見通し、当然、例年ベースの建設事業等、必要なものはもちろん見込んだ上での見通しでございます。末吉議員のおっしゃる大型建設事業、今一番大きいものがごみ焼却場であるとか火葬場とか、もちろん今そういうものが一緒に動いております。大体今想定されるものは見込んだ上での収支見通しというところでございますので、今後ちょっとどういうものをしていくかというのはまだこれから議論の対象になろうかと思いますが、今のところ10年後の収支見通しを立てたところでお答えさせていただいております。（発言する者あり）

○議長（瀬口 健君）

いいですか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

今、木村課長が言ったように、昭和45年から過疎法というのは延長、延長でずっときているんですよ。だから、私も税制改正とかあったとき、自民党の税制大綱ができたならばそれで固まるけど、県民の方に対しては税法改正があるまでは正確には答えられませんと。これはやっぱり行政の方も一緒に、ここで失効するというので、先はわかりませんという答えしかないと思います。そこは十分理解します。だけど、過去の例を見ると昭和45年からこれは進んできておるということで、なくなるもんじゃないと私は思っております。

今、副市長のほうから健康増進施設をとということで、今話題になっている独居老人とか健康寿命を延ばそうと。私はあり方検討委員会の中で、今現在、お風呂にも当該施設があったときは毎日20人ぐらい、月にして500人か。もっとよか風呂になるとみんなが来て、今から先、特に独居老人をなくすとか健康増進を図ると、そういう健康福祉、それが——私もわかりますよ。ランニングコストを考えたら一番そこを落としましたが、住宅を建てても水回りが一番金かかるんですよ。そうすると、やむを得ない策をされたんだと思うけど、本質の部分を抜いての形というのはあんまりよくないと私は思います。

そこら辺については、これは副市長がお答えになられたからですね、一番大事な部分、例えば、まいピア高田は音質が悪いから今度つくるとはいいもんをつくるということだったら金がかかったって仕方ないねと、反対の方たちもそういう意見、合意形成の中でこれはできてきているんですよ、検討委員会の中の計画というのは。そこをばさばさと切る形になるけど、副市長に対しては健康増進という中で、そういう部分についてどういう考えをお持ちになりますか。

○議長（瀬口 健君）

宮寄副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

お答えいたします。

先ほど健康増進部門という形で答えさせていただきましたが、今回、先ほど申しましたとおり、概算工事費45億円という形でずっと議会のほうに御説明してきた経緯もございますので、どうにかして事業費削減できないかということを検討したところでございます。いろいろ検討した結果、議員の皆様にもお配りしましたけど、3億数千万円、いろいろロールバッ

ク式の席とか検討する中で削減はしてきましたけど、やっぱり今回の御提案させていただいた形で、45億円を1割ぐらい超えるような形の御提案になっております。

そういった中で、先ほども申しましたが、それなら、どこの部分でということ、ランニングコストの分で削減をする形でしかなかその面を、今、大きく超えている分を将来にわたって減らす方向で御提案させていただければという形で、こういう形で御提案をさせていただきました。

こちらですね、お風呂につきましては、おっしゃるとおり、これまで積み上げてきた経過がありますので、本来であればあり方検討委員会、基本計画にのっとった形でできればというところではございましたが、なかなかその点が難しいということで、同じ健康増進という形で何かしらお年寄りから子供さんまで使っていただけるような形ができないか、先ほど独居老人の方とかとおっしゃってありましたが、例えば、ヨガとか健康体操とか、いろんな形で使ってもらえるようなスペースとして変えて、また、それがコストのかからない形ということで御検討させていただいたところではございます。何とぞその点を御理解いただければと思います。

○議長（瀬口 健君）

ほかに質疑ございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

4ページの継続費と、そして、資料の1ページの継続費資料に基づいて若干お伺いしたいというふうに思います。

今回、総額4,969,668千円ということで、この継続費でいけば年割3カ年で、この初年度分、1,754,720千円が今回補正として上げられています。この継続費の資料の分について、令和2年度、令和3年度の工事の分であれば、いろんな部分がありますけれども、先ほど来からの皆さん心配も含めてあるというふうに思いますけれども、今後また高騰するような部分があるということなのか、それとも、ここの個別でいけば、令和2年度でいけば工事費のるあると、令和3年度もあるということで、この中で努力すれば何とかできるというような可能性があるのか、それとも、やはり今後の推移の中で、桜舞館小学校の建設みたいな感じで高騰化というふうなところを含めて上がるというのがあるのか、ちょっとそこら辺の分をお願いしたいと思います。

それと、先ほど言いました総額、これが変動しないのかということも含めてお願いしたいと

思います。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今現在の資材、または人件費の高騰等が背景としてある中で、この金額の中でというふうな部分があるかと思いますが、まず1点目は、管理委託する際に、委託業者に対しまして、建設業者が部材等の発注に際しましてかなり金額が高騰するような話になる際はまずもって協議をしながらやっていくようなシステムをとりたいというふうに思っております。

既成事実ができ上がった中で、このくらいかかるからということで後追いになると、その金額を認めざるを得ないものですから、そういうことがないようにしたいというふうに思っております。

それとあと、工事に着手する際に、これも工事業者と打ち合わせをしなくちゃいけないかなと思うんですけれども、何か月かそういう資材等の発注といたしまししょうか、そういったものがある一定確保できる期間を設けた中で、それから工事に入るというふうなやり方ができないかなということも検討してまいりたいというふうに思っております。

先のこととどうなるかという不透明なところは当然ございますが、金額が高騰にならないように、皆様方、桜舞館の話をされますけれども、なるべくそういうふうなことが起きないようにしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今まで、桜舞館のときも含めてなんですけど、今回の総合市民センターの建設、いわゆるこの予算に上がってもなかなか議会のほうにも説明が若干不足してはいたんじゃないかなというふうな感想も私自身持っております。議会のほうも一時期は特別委員会の設置をしたほうがいいんじゃないかというような話もありましたけれども、そこはやはり行政のほうも一生懸命やっているということを信頼して、今後もそういった予算の関係とか、大きく違う問題が出てきたとか、あるいは入札とか、そういった工事の進捗状況、これについてはきっちりと議会のほうに説明をしていただきながら、ともにいい分に建設ができればなというふうに

思っております。

それとあと、これはこれに関する建設分についての要望ということになりますけれども、やはり地元の建設業者の育成というのも視野に入れた形の中で、よりよい建設をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（瀬口 健君）

答弁よございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

いろいろ質問が出ておりますけれども、賛成でもある、賛成に近いけれども余り好ましくないといった意見とも解釈しております。

私は12日ですかね、一般質問の中で、本件に対する追加というようなことにはしっかり、やっぱり中身の精査が議会内でもですね、恐らく100%皆さんが納得いただけるような説明には至っていないというふうに私は思っておるわけですね。だから、議案第50号としての追加提案を出されるとすれば、腹をくくった提案にしてくださいというようなことを申し上げたかと思っております。

先ほどの私が提案させていただいております市長辞職の勧告、この件での採決としたら、非常に僅差でございましたけれども、否決というようなことでした。この議案が可決になるのか否決になるのか、これは否決だとしたら、まさにこれは市長、命とりというようなことを言っても過言じゃないと思っております。これは不信任になりますからですね。ですから、これは私が言うことじゃないかもしれませんが、やはり再考して、しっかり熟してから提案すると。臨時会でもいいじゃないですか。そうした方法もあろうかと思いますが、これを取り下げて、新たに日を改めて臨時会でも起こして可決をいただくというような策もあるかと思えます。いかがですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

この事業に関しましては、私は非常に皆様方の御意見を伺いながら、ここまで何カ月もかけてやってまいりました。その中で、やはり45億円におさめるようにということで努力をしてまいりました。ですが、時期的にいろんなプラス・マイナス、償還する、もしこれがで

きなければ過疎債で借りている分をお返しする。そして、この設計等も、否決された場合におきましては設計料の150,000千円も使うことになる。そして、新たな設計をすることとなると同じく150,000千円ぐらいはかかってくるでしょうし、そしてまた、設計変更となると地盤調査をするのにまた1億円以上の金額がかかる。トータルで考えたときに、もしこれができなければ5億円、6億円かかってくる。その分の将来的な部分でのマイナスとずっと払っていく分、無駄に——無駄というわけじゃございませんけれども、おくれる分、もう一つは、ここの総合市民センターをつくる予定でした場所が2年あいたままでございます。これをつくって、あと3年かかるわけでございます。ですから、5年間はこの地域が使えない。ましてこの間の大雨もございました。私が一番心配したのは避難所機能として、このコンセプトの中にもやっぱり入れてあるわけでございます。ですから、災害がいつやってくるかわからない。そして、下庄小学校周辺が土地が低い。雨の中、行けなかった。そして、瀬高橋の少し西側のほうが談議所のコンクリートの道路のところ奥がえぐれて危険な状態もございました。それを考えたときに、避難所機能としてもこの施設というのはつくるべきだということとで今回提案させていただいております。

後からもう一度再提案となりますと過疎債の借り入れがもう不可能になるということで、今回、強い決意を持って出させていただいているということでございますので、どうぞよろしくお願いたします。特に、防災機能に関してはしっかり注文をつけてつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

市長のほうから傍聴席を見ればわかると思いますが、ちょうど1年前ですね、重複するよう申しわけございませんけれども、出陣式だったのか、事務所開きだったのか、当時の松嶋候補の陣営で、責任者さんなのか、後援会長さんなのか箱物は絶対だめだというような挨拶をされたという経緯は私はお話ししたと思いますが、そうした方もお見えのようですね、そうした市長を支えると申しますか、そうした皆さん方もお見えの中で、非常に立場は苦しいと思っておりますけれども、まずもって壇議員のほうからの質問もありましたけれども、45億円から一円たりともふえたらこれは否決だというような話が蔓延していた時期があった

んですよ。だから、今に至ってこのことを、恐らく壇議員さんもこのことに対する採決では賛成だと立つことはできないと思います。うそになりますから。そうした危険をはらんでおる非常にリスクの高い議案ですからね、何度も答えてもらわんでいいけれども、老婆心ながら私なりの心配があったもんですからお尋ねしたところです。

以上です。答弁要りません。

○議長（瀬口 健君）

ほかにございませんか。10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

牛嶋議員さんの質問の後に、ささいなことで申しわけございません。

いろいろ質問しようと思って書いてはきておったんですけど、先ほどからずっと質問の中で出ておりますので、重複しないようにとは思っております。ただ、先日、17日の総務委員会で配付をされました追加資料ですね、この件について、先ほど市長の答弁にありましたように、移動観覧席、要は減額する効果ですね、これについて移動観覧席を減らす、フィットネスルーム等の縮小により全体の面積を縮小する、舞台機構の使用を縮小する、つりものバトン等を縮小、音響反射板の稼働方法の変更、それから、どんちょうの取りやめ、屋根の軽量化による下部構造体の軽減ということで、くい、柱、はりなどと書いてあります。合計346,000千円の減額ということでございますけれども、いただいております4,499,000千円、45億円弱から398,000千円ふえるということなんです、この346,000千円を4,999,000千円から差し引いて、なおかつ398,000千円ふえるということかな、4,897,000千円になるということでございますので、結果的に人件費の高騰、それから資材の高騰、754,000千円ふえましたという認識でいいのかどうか。

それと、先ほど過疎債の説明、それから、地域活性化事業債の説明もございましたけれども、資料の4ページ、令和元年が1,754,000千円、令和2年度が851,000千円、令和3年度が2,363,000千円というふうになっております。先ほどから過疎債は延期されるだろうという仮定の話が出ておりますけれども、万が一、令和2年度で過疎債が延長されなかったとき、令和3年度2,363,000千円、これについての考え方、過疎債が使えなかったときはどうなさるんですか。さっき言う地域活性化事業債で対応していくのか、まだほかにいろんな考え方があるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

資料としてお渡ししている減額の工夫の346,000千円、これを減額して、最終的に45億円に対して398,000千円程度まだ増加しているという状況で、おっしゃるとおりに合計しまして7億円弱オーバーしていたということになります。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

2点目についてお答えします。

過疎債がもしも失効したらというお尋ねだと思います。

予算書の11ページをごらんいただきますと、令和3年度の財源の計画を上げております。2,363,000千円トータルで年割額がありますが、そのうち3億円近くは一般財源ということで、こちらのほうは備品等もございますので、どうしても起債ができないということで発生してまいります。地方債のところは2,067,000千円ということでは書いておられると思いますが、この部分が地方債を借り入れて財源手当をするというふうなことになってくるわけです。

先ほどからお話がありますとおり、令和2年度で過疎債が今のところは失効するというものですので、現時点ではこの2,067,000千円というのは、やはり地活債を活用するしかないかなというふうなことを思っていますが、過疎法がどうなるか次第で、もしも過疎法が延長なりしましたら過疎債で借り入れをするというふうなことで考えているところでございます。

仮に失効した場合に、令和3年度の財源が先ほど言いましたように地活債ということになれば市としても非常に財政的に厳しいことになってまいります。そこで、現行の過疎債を活用する手法として、令和3年度の事業について令和2年度に前倒しをして計画をさせてもらって、それを令和3年度に繰り越して実施をするというふうな手法も考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういった場合は令和3年度がタイムリミットというか、ぎりぎりのスケジュールになりますので、お示ししておりますスケジュールどおりで進めるとすれば今議会での補正予算の

可決をお願いしなければ、ぎりぎりのタイミングだというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

10番荒巻隆伸君。

○10番（荒巻隆伸君）

今の課長の説明によると、令和2年度の851,000千円、それから、令和3年度が過疎債が適用できなければ令和2年度に繰り上げて計上するということでよろしいのでしょうかね。そういうテクニク的なことは確認をされた上での発言でよろしいんですかね。

それと、最後に1つなんですが、先ほど総務部長の桜舞館の話もありましたけど、それも最後に決意を聞こうと思って書いておりました。桜舞館小学校のときに補正予算、たしか3回ぐらい追加補正、追加補正、追加補正とって19億円ぐらいが26億円ぐらいになっちゃったのかな。ちょっと金額は定かじゃございませんが、追加、追加、追加だったんですよ。ですから、今回これだけの事業をやるのに追加がないようにしてもらわないと我々も困るんですよ。ですから、そのところを市長ぜひ決意を述べていただいて、これから先は一銭もふやすことがありませんというかたい決意を述べていただきたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

1点目の確認はしたかということですが、繰り越しということは可能でございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

追加がないように業者としっかり連携をとるといえるか、こちらから申し入れをしながら、精査しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。5人の方の討論の通告がっております。それで、もちろん反対討論から行うわけですが、討論の提出順でよろしいですかね。（発言する者あり）

○議長（瀬口 健君）

前原議会運営委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）

会議規則は17時までになっておりますが、今、5名という方がどれくらいの時間を必要とするかわかりません。万が一、17時を過ぎたときを考慮して、会議延長かどうかを検討していただければと思いますが。

○議長（瀬口 健君）

今、議会運営委員長のほうからお話がありましたように、会議終了時刻は17時となっております。それで、会議規則第9条の規定に基づき、会議時間を延長したいならば延長したいということで申し上げておかなければいけません。それで、討論の時間というのが、今お話がありよりますが、ここで休憩するとぎりぎりなんですよねと私は思うわけですが。

（「休憩入れんでよかつじゃなかですか」と呼ぶ者あり）討論される方はいいですか。

そしたら、先ほどは議席番号順にしたようでございますので、議席番号順で行わせていただきます。それで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

そしたら、反対討論、まず、2番森弘子君お願いいたします。

○2番（森 弘子君）

2番森弘子です。この議案に反対します。

先月の8月28日の豪雨の際、下庄小学校体育館に避難ができなかったこともあり、市民の方は総合市民センター建設予定地に避難ができる建物を建ててほしいという要望が高まっています。私もあのまま更地で放置するわけにはいかないのです。なるべく早い時期に避難所になる建物を建てるべきだと思います。

しかし、建設予算45億円という金額は市民と約束した金額です。たとえ3分の2は過疎債を使うので、この法律に期限があるから急がなければならないといっても、残り3分の1は市民の税金で建てるものです。先ほど市の将来にわたる財政状況の見通しを答弁されましたが、私も近い将来、みやま市の財政は厳しくなり、このままでいくと住民サービスは低下してしまうと懸念を持っています。そして、先ほどの市長の答弁においても市民との意見交換がなされていないことがわかりました。建設費が不足するなら、ここで一度立ちどまって、このまま予算を追加して工事をするのか、当初の45億円で建設するために設計を見直すのか、市民の声を必ず聞くべきだと思います。

よって、反対します。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

次、3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

3番村上です。私は賛成の意見を申します。

今回の……

○議長（瀬口 健君）

先ほど私のほうへ申し入れがあったように、無理をしなくてもよございますということで申し上げておりますので。

○3番（村上義徳君）続

わかりました。じゃ、議長の許可をいただきましたので、着席させていただきます。失礼します。

スポーツ、文化、芸能の拠点としてのみやま市の施設なんですけれども、先ほど市長も答弁なさいましたとおり、避難所という非常に大きな役目を持っているわけです。これは先ほど来、何度も言われていますけど、8月末の災害、大雨のときに、じゃ、どこへ避難しよう、避難する場所が小学校の体育館だ、その周りは冠水している、どこへ住民が避難をしますか。まさに住民の安全が危ういと、命が危ういと、そういう状況になりかねないわけですね。そういう状況をほったらかしといていいのか、そういうふうに私は思います。

確かに施設というのは市民の皆さんの福祉のために建てるものなんですけれども、その反面、今申したように、必ず安全・安心のまちをつくるというかたい決意を持っていただいて、

この計画を推進していただきたいと思います。

それから、私も一般質問で申し上げましたが、身体障がい者の活動拠点としての場所も考慮いただけるという答弁をいただきました。午前中のいろんな討議の中で、ここに市民の代表として座っていただいている議員のほとんどの方が障がい者について非常に思いのある質疑をされております。ですから、その言葉を聞きますと、市民の皆さんもこの総合市民センターができて障がい者の活動拠点ができるということには喜んでいただけるんじゃないかと私は思います。

よって、この総合市民センターの建築を速やかに進めていただきたく、賛成の意見を申し上げます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

次、5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

5番吉原です。反対の立場から討論を行います。

初めに、私は総合市民センターは本市に必要な施設であると考え、先ほど来出ております避難所施設としてもできる限り早期の完成を望んでいることは大前提であります。しかし、2年前に行われた設計業者選定条件の中で、事業費は税込み45億円以内を厳守することが入札条件になっており、これまでも市民にも45億円での建設を説明してきました。設計業者もその条件で提案することが当然だと考えます。しかし、実施設計をもとにした概算事業費の積算で、約8カ月間の見直し期間の中で346,000千円の削減を図ったにもかかわらず、当初の予定を約4億円ほど超える49億円の建設事業費となることは、やはり市民との約束が守られていないと考えます。当初より7億円以上オーバーしていたという概算事業費となっております。最大限の削減を図っても49億円というのは、やはり本市にとって過大な施設なのではないかと考えます。

今後の財政負担や運営、維持管理、コスト面も鑑み、建築の構造や内容を見直し、資材や人件費の上積みを含め40億円以内で建設できるよう、いま一度努めるべきだと考えます。

また、当初から計画にあった浴場が突如削減された形で今回提案されております。約13,000千円のランニングコスト削減ということがございました。総合市民センターの大きな目的が交流や健康の増進であるならば、山川のげんきかんの浴場のランニングコストは年間約4,600

千円ぐらいです。小さい浴場でもいいと思います。浴場を設置することで高齢者の方の社交の場、居場所づくりなど、元気な高齢者の方がふえることで、みやま市の大きな課題の一つである高齢者の医療費の削減にもつながっていきます。こうしたことは市全体のコスト削減になると当初からも考えられていたのではないのでしょうか。加えて、浴場はスポーツした後の体育館利用者やトレーニング施設利用者の活用、また、避難時の活用も考えられていたはずですが、浴場をなくすことは施設全体の魅力や活用性、快適性の低下にもつながると思います。

また、削減案を提示するにしても、熟慮された上だとは思いますが、総合市民センターでの浴場施設の完成を今まで心待ちにしていた方には余りにも簡単に切り離し過ぎと映り、納得できる代替案を示してから提案すべきではないのでしょうか。もっと丁寧な配慮が必要だと思います。

以上のように、これまで総合市民センター建設について市民の皆様にお知らせしてきたにもかかわらず、今回の提案で事業費が大幅にふえること、施設内容に変更が生じること、どちらも市民への説明努力が見られず、その責任が果たされていないと思います。このまま可決されると、過疎債の活用があるにしろ約55億円以上の総事業費となり、維持管理費を含めると将来に大きな負担となります。他自治体では、同規模の施設でも建設内容により事業費がこれほど過大にならず進めている事例もございます。当初計画された予算に合わないのであれば、松嶋市長により施設内容の見直しをいま一度図っていただきたいと思い、今回の提案に反対いたします。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私は一般質問させていただいておりましたので、きょうは質問を控えさせていただきます。

西原市政のときからの……

○議長（瀬口 健君）

古賀義教君、賛成かどうかをまずお願いします。

○7番（古賀義教君）続

賛成討論です。

西原市政のときからのあり方検討委員会の中で、施設の内容、規模について積み上げを行い、事業費についても45億円という数値を認知してきました。しかし、資材、人件費の高騰で49億円になっていますが、この額については時代の流れ、仕方ないと判断します。45億円に近づける努力も見受けられます。しかしながら、余りにもこれを削っていきまると、その施設自体が機能しないおそれもありますので、そこら辺は注意してやっていただきたいと思っています。

また、過疎債の期限が令和3年3月に迫る中で、今からどのような施設をどのような規模での建設かを検討した場合、また3年前後がかかるのかなと私は思います。過疎債の期限に合うかどうかわかりません。それに180,000千円の解体費、150,000千円の設計費を過疎債で使っていますが、繰り上げ償還になる可能性も出てくるわけです。

私としては早期に建設の必要性を認め、賛成いたします。

○議長（瀬口 健君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

以下の理由で反対します。

あり方検討委員会というのには私も所属していたということをさっき質疑の中で言いましたけど、あり方検討委員会でその後、段階を踏んで合意形成、あくまでも私も市議会議員として出ましたけど、議会を代表して出とるわけじゃないです。議会を代表して意見、物を言うのではなくて、議員としての知識とか、そういう見地で言うておるわけです。そういう中で、市民の区長の代表とかいろいろありましたけど、それは帰ってフィードバックして、いろんな意見を聞いたのがずっと集約されていって答申が出ておるわけなんです。それ以上に、やはり限られたメンバーといいながら、その背後にはですね——議員としては違うです。議員はこの場ですということだからですね。ほかの団体、所属はいろいろ話しながら、そこで意見、合意形成されるという丁寧なやり方をずっとしてこられて、この計画があつておるわけです。

そういうことで、あり方検討委員会の附帯事項として提言した財政規律を重んじるということから、建設費45億円を守ることということでありながら、7億円という考え方もありますけど、4億円オーバーしてしまっているということ、先ほどから質疑で財政のことが私は一番心配なんです。最初に反対討論された方もおっしゃったように、この財政が破綻する

とものと惨めな形になるから、そういうところを非常に心配して、これは当局のほうから45億円という数字は出ておるんですよ。だから、将来的にある程度、そのとき東京オリンピックはわからんとしても、建設物価とかを見ればある程度上がってきよるといのは途中でわかるはずなんですよ。それが1点です。

2番目、建設費が膨らんだにもかかわらず、施設面では答申と異なって浴場をなくし——もうる言いません。今、他の議員が言ったように、稼働椅子を大幅に縮小し、ほぼまいピア高田並みとなっています。また、舞台関係ではどんちょうを設置せず、音響設備もまいピア高田並み、いや、それよりも下かもしれません。ここら辺に対しては関係団体、文化団体とかいろんな方たちは物すごく期待してあったんですよ。そういうものが全部、45億円に合わせるために、だけど、49億円になっている。何か自己矛盾に陥った形の予算案になっていると思います。

あと1つ、特に冒頭言ったように、広報でも施設にはこういうのがあるということを出しておられますよね。そのときは、3月当初予算に出せんということは非常にきついということでありながら、そういう計画をそのまま市民に出すと。この乱暴なやり方、もしも私が間違いやったら間違いということで執行部に言ってもらったらいいですから。私は松嶋市長も情報公開、みんなと参画してやっていくと、今度の総合計画の中にもあります。そういうところに相反する自己矛盾に陥っていないか。私は新市長になったら新市長のスタンスでやってもらいたいというのは今でも気持ちの中にあるわけなんですよ。何もあなたを批判しよるわけでも何でもありません。

一番私が末尾に言いたいのは、この市民との合意形成が最初しているものと違って、突然、私たち議員にも8月の当初に具体的にどの施設がなくなると。それを聞いた住民は、何しよととかい、末吉議員はと。私に対する批難は松嶋市長の批難に相通じるところになってくると思いますよ。私は当初からあり方検討委員会、やっぱりここにも施設は必要ですと。だけど、身の丈に合った形で、他の議員も言ったように、避難所、これは絶対必要です。そういうものを加味し、今からは福祉関係というような面を重きに置いた部分と。そういうところで、私は建設自体に絶対反対じゃないんです。だけど、もうちょっと市長、施設をつくるのは反対じゃないんですけど、また松嶋市長の原点の考え方に戻って、もう一回再考してもらいたいという気持ちで、私は反対をします。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

これで5人の方の討論が終わりました。これで討論を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬口 健君）

起立多数です。よって、議案第50号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続調査の申出について

○議長（瀬口 健君）

日程第14. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

特別委員会で調査中の事項のお知らせでございます。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

これで提案された全ての議案審議が終わりましたけれども、午後からの会議再開時に私のほうから議長にお尋ねしておりました。先ほども村上議員さんは自席に着座のままの質問ということでお許しいただいた経緯があります。私が尋ねておることに直接宮本議員に尋ねられて、そのままの状態、議長から私に対するどのようにしますというような決定のお話はいただいておりませんので、再度お願いします。

○議長（瀬口 健君）

先ほど宮本五市議員からもありましたように、私的な事でございますけれども、私は非常に小さいときから宮本五市議員とは一緒に行動をした時期もあります。そういう中で、ここで申し上げていかどうかわかりませんが、身体障がい者というような認識は余りなく、健常者のような方だというようなことで接してきておりますので、それに比べ、村上議員さんはつえをついておられると。そして、私のほうにも座っていか立たにやいかんかという申し出がありましたので、余り無理をしなくてもいいですよというようなことを申し上げておったところでございます。

以上でございます。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

申し上げておったというようなことで、結果はどうなるんですか。

○議長（瀬口 健君）

結果とは何ですか。

○15番（牛嶋利三君）

結果はどのようにされるんですか。座ったままで発言させるということですね。

○議長（瀬口 健君）

無理をしなくていいですよと言っておりますから、立ちたいときは立たれるでしょうし、座ったなら座ってされるでしょう。そのときの体調次第だと私は思っております。

○15番（牛嶋利三君）

私も腰が痛くて、今、整骨院にほとんど通うとですよ。つえが必要なんだけど、我慢して、つえをつかずに議場に来ております。だから、今後ですよ、きょうは今定例会終了というようなことになりましたが、以後の——これは瀬口現議長に尋ねても、12月議会に議長席にいられるかどうか定かじゃございませんけれども、また12月議会で瀬口議長としてお座りいただいておりますら、私のほうから瀬口議長、腰が痛くてつえが必要なんだというような要望をすれば、私に対しても、牛嶋議員、余り無理しなくていいですよというような解釈をいただけますか。

○議長（瀬口 健君）

それは私は今申し上げることはできません。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

何で今申し上げることはできませんというようなことですか。

○議長（瀬口 健君）

そのときの体調だと私は言っておりますので、そのように申し上げております。（傍聴席で発言する者あり）

○15番（牛嶋利三君）

静かにさせますか、議長。議員の発言を静止するような傍聴者にはちゃんと注意してくださいよ。議場の整理権を持っておるでしょうが、議長。傍聴席からいろんな話が飛んできて、私たちは議員としての質疑等々はできませんよ。ぴしゃっとした整理をしてもらわんと。

私が恐らくですね、当然の話ですが、日々体調が悪くなるようなことも考えておかないかんわけですよ。だから、そういったときに、12月等々で、臨時会もある可能性も考えとかないかんと思いますね。そういうところで、私のほうから、瀬口議長が存命だというようなことを仮定して、瀬口議長、大変体調が悪うございますので、つえをつきながら議場に入りますと。したがって、いろんな意見を申し上げたり質問をさせていただいたりするときに自席から座らせてもらってお願いしたいというようなことで、そうした弱者に対する配慮をいただけますか、私に。

○議長（瀬口 健君）

それはそのときの状況だと思います。何遍も言いよりますけどですね。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それから、一般質問時に教育委員会のほうに教育部長、教育長に、例のあそこは高田のグラウンドですね、B&Gグラウンドですか、ここを使用されておるチーム名、そして、代表者等々のお名前、その団体は営利団体だというようなお話を聞かせていただいていたから、その精査、調査をしてくださいというようなことでお願いをしておりました。そのことが今定例会の中でまだお答えいただいておりますから、お答えをいただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（瀬口 健君）

ちょっと私のほうではわかりませんので、議会運営委員会を開いてもらってよろしいですか。時間が……（発言する者あり）

○15番（牛嶋利三君）

一般質問する中で、よろしいでしょうかと私は議長に伺いを立てとつですよ。そしたら、それが済んでからお願いしますということで指示されたと思うですよ、その答えに関しては、だったと思います。

○議長（瀬口 健君）

前原議会運営委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）

いずれにしろ、時間が迫っております。そこで、一回休憩していただいて議運を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

お諮りをいたします。会議終了時刻は17時となっておりますが、会議規則第9条の規定に基づき会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。引き続き会議を続けます。

議会運営委員会を開いてください。

これで暫時休憩いたします。

午後 4 時 39 分 休憩

午後 5 時 00 分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

先ほどは字句等の整理について、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任するという事に決定しましたまでで終えております。

それで、会議を閉じる前までいって部長からの説明を聞きたいと思いますので、一応流れだけ言っておきます。

これで本日の日程は全部終了しましたが、会議を閉じる前に教育部長から報告をお願いいたします。野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

先般、一般質問の終わりのほうで牛嶋議員さんのほうから高田の農村運動広場を使っている団体が営利団体ではないかということで調査の要望があっていたところでございます。

この件につきまして、団体名の確認をさせていただきまして、その団体から聞き取りをさせていただいたところでございます。9月15日日曜日でございますが、午後6時からまいピア高田の応接室におきまして教育委員会から私と山田社会教育課長が出席をしております。また、団体からは団体の代表、事務局長、会計、マネジャーの4名の方に出席をいただいたところでございます。

私のほうからは団体の規約、役員名簿、収支決算関係書等の資料をもとに聞き取り調査を行ったところでございます。まず、組織的には保護者等によります代表や事務局長、会計、父母会会長、また、各学年の責任者、そして、指導者等から構成をされておきまして、その団体の技術の向上や体力づくり、そして、会員の親睦など、青少年の健全育成を目的に団体の運営がなされているところでございます。また、本市の体育協会のほうにも加盟をされております。本年度の会員数につきましては39名で、うち22名が市内、市外17名となっているところでございます。

また、収支につきましては、収入の9割は会員によります会費となっているところでございます。会費につきましては、牛嶋議員さんが申されておりましたように、月々10千円から12千円程度ということでございましたけれども、精査をしまして、月額7,500円でございます。

す。そのほか、各学年で徴収されている分があるということで、学年ではそれぞれ金額が変わっておりまして、現在のところは2,500円から4千円ということで、おおむね全体の月額
の徴収額としましては10千円から11,500円、議員が申されているような金額になってお
るところでございます。

それから、支出につきましては、大会参加や遠征費等に係る参加費、交通費、それから、
会員の保険料や登録料、また、加盟する協会や連盟の負担金、用具購入費や会費、その他バ
スの維持費、それからまた、ユニホームの購入の積立金ということで支出がされてお
りまして、また、役員、指導者等に対する報酬等は認められませんでした。

ただいま申し上げましたような組織及び運営の仕方、それから、収支の状況でござ
いますことから、牛嶋議員が申されているような資産上、あるいは金利、金銭上の利益を上げるよ
うな営利団体のほうには該当しないのではないかというふうに判断をしているところ
でございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

議運の中で、説明を聞くのみで、相次ぐ質問と申しますかね、お尋ねすることはだめだ
というような議運の結果報告を聞いておりますので、これ以上お尋ねしませんけれども、引き
続き私なりに独自に調査させていただきますので、何かと教育部長等々にはお世話かけたり
御迷惑かけたりすることはあるかと思いますが、よろしく願いをしておきたいと思
います。

終わります。

○議長（瀬口 健君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年定例第3回市議会を閉会いたします。

午後5時06分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 瀬口 健

みやま市議会副議長 宮本 五市

みやま市議会議員 村上 義徳

みやま市議会議員 奥 菌 由美子